

令和8年第2回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	令和8年3月3日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	令 和 8 年 3 月 5 日 午 前 9 時 00 分 令 和 8 年 3 月 5 日 午 後 4 時 48 分			議 長 井 上 敏 文	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	1	酒 井 明 子	○	6	土 渕 茂 勝	○
	2	古 賀 里 美	○	7	池 田 和 幸	○
	3	田 村 康	○	8	西 原 好 文	○
	4	江 頭 義 彦	○	9	田 中 宏 之	○
	5	三 苫 紀 美 子	○	10	井 上 敏 文	○
会議録署名議員	1 番	酒 井 明 子	2 番	古 賀 里 美	3 番	田 村 康
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	健康福祉課長	松 田 佳 世 子	○
	副 町 長	山 下 宗 人	○	地域づくり課長	宮 本 大 樹	○
	教 育 長	牟 田 久 俊	○	農業委員会事務局長	本 村 健 一 郎	○
	総務政策課長	山 中 博 代	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	町民生活課長	吉 原 和 彦	○	こども教育課長	坂 元 弘 睦	○
	町民生活課参事	武 富 和 隆	○			
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	大 島 浩 二				
	書 記	百 武 久 美 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和 8 年 3 月 5 日

日程第 1 一般質問

一 般 質 問 （ 令 和 8 年 3 月 定 例 会 ）

氏 名	件 名 （ 要 旨 ）
酒 井 明 子	1. 御岳山の地すべり防止事業の進捗状況は 2. 学校防災「生活環境」と「QOL」の抜本的改善について 3. 部活動の地域展開、広域地域クラブの認定を求む
古 賀 里 美	1. 4 歳児健診の重要性について町の考えは 2. 買い物支援情報の整備について
田 村 康	1. 所有者不明の空き家対策、今後の取り組みは 2. 全町民に行き届く物価高騰対策を

日程第 2 報告第 1 号 令和 7 年度江北町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分について

日程第 3 議案第 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例等の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 4 号 江北町行政手続条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 5 号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 6 号 江北町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 7 号 江北町幼児教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 8 号 江北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

日程第 9 議案第 9 号 社会教育施設等の設置及び管理に関する関係条例の整理に関する条例

- 日程第10 議案第10号 佐賀のへそ・ふれあい交流センター及び江北町保健センターの使用料に関する条例及び江北町さわやかスポーツセンター設置条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第11号 江北町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第12 議案第12号 ネイブル空調設備設置工事変更請負契約の締結について
- 日程第13 議案第13号 町道花祭村内線道路災害復旧工事に関する契約の締結について
- 日程第14 議案第14号 財産の無償貸付について
- 日程第15 議案第15号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第16 議案第16号 令和7年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第17号 令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第18号 令和7年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第19号 令和7年度江北町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第20号 令和8年度江北町一般会計予算
- 日程第21 議案第21号 令和8年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算
- 日程第22 議案第22号 令和8年度江北町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第23号 令和8年度江北町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第24号 令和8年度江北町下水道事業会計予算
- 日程第25 議案第25号 江北町集会所、江北町町民研修施設、江北町生活館、江北町上区活性化センター及び江北町農家高齢者創作活動施設の指定管理者の指定について

午前9時 開議

○井上敏文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和8年第2回江北町議会定例会会期3日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問に引き続き、総括審議、委員会付託となっております。

日程第1 一般質問

○井上敏文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、会期2日目に引き続き、質問表の順序に従い発言を許可いたします。

1 番酒井明子議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○酒井明子議員

おはようございます。1 番酒井明子、通告に従い一般質問させていただきます。

本日は御岳山のほうに心を寄せてくださっている方がたくさん来てくださっていますので、きちんとお声を届けさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

御岳山の地すべり防止事業の進捗状況は。

桜山の別名を持つ御岳山。春には東照寺の身代わり観音堂から続く遊歩道は見事な桜並木に彩られ、佐賀県内でも指折りの桜の名所として知られています。しかし、昭和31年2月に山中に数本の亀裂が確認され、昭和32年、御岳山全域を踏査。昭和33年、地滑り防止指定となりました。指定面積は71.3ヘクタール、地質は古第三紀、古第三紀の内訳は砂岩、砂岩泥岩互層、泥岩及びデイサイト凝灰岩、その上位に新第三紀系松浦玄武岩溶岩及び火砕岩で、火山活動などにより特徴的な岩石で形成されています。

対策工事を昭和40年に着手し、指定区域内を8ブロックに分け実施。21年をかけ、隧道工、ボーリング、暗渠工、くい打ち工、土留め工、治山ダムを施工。昭和63年から平成7年に水路工、のり枠工を施工。概成後、平成30年、本町より要請し、既存施設の機能確認、ボーリング調査などによる検証がなされています。そして、令和元年、県単独事業として調査点検、地滑り面及び地滑りブロックの確認、現状の活動状況の把握、既設施設の健全状況確認を実施。その結果、国庫補助事業として地すべり防止事業が令和3年から開始され、7ブロックの調査観測、ボーリング、暗渠工の補修工事、既存施設の補修工事等、内容は擁壁補修、アンカー工の補修等が全体事業費約4億3,000万円をかけて、令和9年事業完了を予定し、行われています。

地滑り防止指定となり、山へ町民の足は遠のく一方です。みんなの公園から望むことのできる景色として借景されており、町のシンボルである御岳山。山の安全が町の安全との考えから質問させていただきます。

1、これまでの住民の方々への説明、また、次年度に向けた最終段階の工程について地権

者や近隣住民の方々への説明は行われていますか。説明会の実施状況、また、その内容について説明願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

おはようございます。酒井議員の御質問にお答えします。

今回、御岳山地すべり防止事業ということで御質問をいただいております。

まず、説明会の実施状況について申し上げます。

県営地すべり防止事業（御岳山地区）と正式名称は申します。この住民説明会は、令和3年度に2回、令和7年度に2回実施されております。延べ130名の方が参加をされております。県営事業でありますので、県の担当より住民のほうに説明をされて、町職員も同席という形で参加をしております。

令和3年度は国の事業採択があった段階で事業説明会が実施されまして、土地使用承諾書について地権者の方に依頼がなされたということであります。

令和7年度は、これまでの工事内容の進捗状況及び次年度以降の計画の説明、また、住民アンケートで出された意見に対する回答ということで県のほうから説明をされております。

以上であります。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございます。延べ人数130名の方に説明していただいたということで、県の方と共に町の職員の方々もきちんと対応していただいて、ありがとうございます。

アンケートもしっかり、14項目にわたって返答がきちんとなされていると思いました。ありがとうございます。

次に行きます。

2月上旬に新宿区に関係する治山工事が完了したとお知らせが来ておりましたが、全体的な地すべり防止事業の進捗状況を説明願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

酒井議員の御質問にお答えします。

地すべり防止事業の進捗状況ということではありますが、地すべり防止事業は令和2年度から事業に着手され、現在6年が経過しているということでございます。

事業完了については、国との予算折衝の関係上、変更の可能性があるという前提ではありませんけれども、令和10年度に現計画では完了するという事で県のほうから説明を受けております。

事業の概要としては、御岳山の地盤を安定させて、土砂の流出、崩壊の拡大を防ぐ治山工事ということで実施をされております。

進捗状況について説明します。

令和2年度から令和4年度につきましては、調査測量設計、調査測量解析を実施されているということです。

令和5年度から令和7年度につきましては、地下水の排除、地形の改変、地滑りの原因となる自然条件を改善して、地滑りを緩和、停止させる工事、また、擁壁の補修として、ひび割れ、鉄筋の露出、水抜き穴の詰まりなど、老朽化した擁壁を建て替えて延命、補強する工事を実施されております。

今後ですけれども、令和8年度から10年度にかけて、アンカーの調査、補修設計、調査測量解析、抑制工事に加えて、水路の補修として、ひび割れや摩耗、目地の劣化を修復して、耐水性、止水性、通水機能を回復させる工事を実施されます。また、アンカー更新工事として、コンクリートの劣化、破損したアンカーボルトを撤去して新しいものに交換する耐震・維持保全工事を実施される予定ということでもあります。

今後の地元説明会につきましては、令和9年度に予定をされております。

以上であります。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

今のところの写真を最初のほうだけ、すみません。

（パワーポイントを使用）こちらが、今現在、新宿区のところの工事をしてくださった箇所になります。工事前の写真がなくて申し訳ないんですけれども、今このような状況です。

町民の皆様への説明会が次は令和9年度になってからということで、継続して町のほうでも県の対応を見守って同時に対応されていくと思うんですけども、今説明された中で1つ、私も詳しくはなくて大変申し訳ないんですけども、アンカー健全度調査をされていると思います。全部で187本中、12本を抽出し調査した結果、アンカー機能が大きく低下しているのが44%、機能していない部分が29%あったということで、そのアンカー部分についての検討、対策はどの程度今進んでいるのか、教えていただけたらと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

酒井議員の御質問にお答えします。

昨年8月に新宿公民館で説明会を行った際に住民さんから出た意見のことであると思います。

県のほうの回答を紹介しますと、区域によりアンカーの劣化というのは差異があるということか、場所によって劣化の差があるということ、施工が悪かったからそこが悪くなったとかというのは分からないということで、地形的な要因もあって、アンカーの劣化については差があるということでありました。

劣化があるところについては、補修等を行うことで県のほうとしては対応されるという回答を得ています。

以上であります。

○井上敏文議長

1番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございました。

あと、コンクリートのことなんですけれども、コンクリートはもともとアルカリ性だと思います。経年劣化とともに中性化していくと思うんですけども、現行、補強が必要な箇所に対して、アルカリシリカ反応というのが起きていると思うんですけども、そういう内容が町民の方々にとっては専門用語過ぎて分かりづらいので、その辺をもう少し進捗状況を含めて教えていただけたらと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

酒井議員の御質問にお答えします。

コンクリート構造物については、主に擁壁と、あと、水路がコンクリートで形成されているものだと思います。

まず、擁壁につきましては、ひび割れ、鉄筋の露出、それから、水抜き穴の詰まり、そういったところが発生していると確認されておりまして、これを建て替えることによって延命、補強工事を実施されていると。これは令和5年度から7年度、3か年間で実施をされているということでもあります。

次に、水路の補修については令和8年度から10年度で行われる予定ということで、これもひび割れ、摩耗、目地の劣化を修復、保護するという形で、要は間を埋めるという形で回復させる工事を実施される予定ということでもあります。

以上であります。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

おはようございます。本日、一般質問2日目ということで、昨日は6人の議員の皆さん方から質問をいただきました。中には大変本質的な御質問をいただきまして、我々執行部と認識を一にできたのではないかなと、大変有意義な一般質問だったと思いますし、ぜひ今日もそうした本質的な議論ができればと思っております。

今回、酒井議員からは御岳山の地すべり防止事業の進捗状況ということで御質問をいただきました。

基本的に言えば、先ほど御紹介いただいたように、昭和33年に地滑り地域ということで、そもそも指定は今から60年ほど前にされております。そして、昭和40年代に実際いろんな工事がされたわけです。ただ、そこからも50年以上経過をしております。何事もやっぱりメンテナンスというのが大事なものですから、目に見える施設であるとかということだけではなく、目には見えませんが、昭和40年代に我々の先輩がやってくれた、そうしたいろんな対策工事、やっぱり時間の経過に伴って、場合によっては老朽化の心配があるということで、当時、石倉県議にもお力添えいただいて、井上議長と実は御岳山をずっと踏査して、そ

して、県にそうしたメンテナンスの要望をさせていただいたところであります。その要望が
かないまして、今回いよいよ、そういう意味では、昭和40年代になされた工事をもう一度更
新して、やり替えるという工事であります。そういう中で、当然、技術的にも新しい技術が
導入されたりというようなこともあると思いますし、基本的にはそういう工事であるという
ことを御認識していただいた上でやり取りができればなと思っています。

というのも、先ほど御質問の中で、地滑り防止指定となって山へ町民の足が遠のく一方だ
というような御趣旨のことを言われましたけれども、申し上げたように、地滑りの指定その
ものは昭和30年代にされているものですから、もし町民の皆さんの足が山から遠のいている
とすれば、また別の要素なのではないかなということもありますものですから、今回、改め
てまた60年ぶりに更新の工事をするというところでありますので、そこはぜひ御承知おきいた
だきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございます。

地滑り防止工事は私たちの生活を土砂災害から守るために、非常にスケールの大きなプロ
ジェクトだと思っています。一度終われば安心というわけでもなく、町長もおっしゃったよ
うに、その後のメンテナンスも非常に重要です。なので、水抜き穴の掃除などの町の管理、
観察、説明がやはり町民さんにとっては安全かつ安心につながるものと思いますので、引き
続きよろしく願いいたしたいと思います。

では、3問目に行きます。

9月補正予算にて桜のシーズンまでには環境を整えるとして計上されておりました桜山公
園散策路、階段補修工事の進捗状況について説明願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

酒井議員の御質問にお答えします。

昨年9月補正予算で桜山公園散策路の整備につきましては、予算の議決をいただいております。

ます。散策路の補修、それから、東側階段の補修ということで実施をして、2月27日に完了をしております。

モニターのほうで施工前後の写真を掲示しております。

(パワーポイントを使用) まず、桜山公園散策路は、破損している部分を補修するという形で実施をしております。

次に、東側階段につきましては、通りやすいようにコンクリートで階段のところを覆った形で施工をしております。

令和7年度は取り急ぎこの散策路を通れるような状況ということで整備をさせていただいております。

以上であります。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございます。

このまま引き続き画面のほうで、今、課長も見せてくださったんですけど、私が撮った写真もありますので、見ていただこうと思います。

(パワーポイントを使用) こちらが入り口のところの、以前、看板も全て見えなくなっておりましたが、現状はこのようにきれいにしてくださっています。随分汚れもあったみたいですが、今回、きちんと清掃してくださいました。

今、以前の階段の部分ですね、先ほどおっしゃっていた東照寺身代わり観音に向けての東側の階段になります。こちらが以前、大きな石も落ちている状況で、全然通れなくなっておりましたけれども、このような状態から、今このようになっております。

次に、散策路です。こちらが以前の状況です。このように隆起しておりました。現状がこのようにきれいになっております。ネームプレートとかも全部落ちたりしていたんですけども、随分修理して下さったみたいでした。

ただ、こちらを見ていただきたいのが、部分的にまだ隆起しているところがあるんです。あと、もう一か所気になるところがありまして、ここですね。この階段が修復できておりません。できれば、もしよければ、今後、こちらを併せてしていただけたらと思うんですけども、今後、予定としては上げていただけるかどうか、返答いただけないでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

以前、議会でも申し上げましたとおり、まずは必要最低限、春を迎える前に、やるべきことをやらせていただきましたが、そのときも申し上げましたけれども、これで終わりだとは思っておりませんし、また、いろいろお気づきの点もあろうかと思えます。

今、個別に幾つかお話しいただきましたけれども、ぜひそれを含めてまた御指摘いただければ、そうしたことについてはまた事業の中にも盛り込ませていただきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございます。

4月の桜の季節には、皆様が遊歩道を楽しく安心して気持ちよく過ごしていただけることと思います。今回はどうもありがとうございました。あわせて、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、2問目に行かせていただきます。

学校防災「生活環境」と「QOL」の抜本的改善について。

佐賀県は地震などの自然災害が極めて少ない日本一災害が少ない県としてランキングされています。このことは、中学生に今読み聞かせなども行っておりますが、中学生も把握しておりました。

ここで思い出していただきたいのが、過去30年間のデータで震度3以上の地震が全国最少であり、安全神話があった富山県です。令和6年能登半島地震の際、富山県氷見市は甚大な被害を受けました。氷見市では校舎の耐震化が進んでいたため、建物そのものの倒壊は免れました。一方、避難所となった学校現場は、冬休み、しかも、元日の夕方というタイミングで、教職員や地域防災リーダーがすぐに駆けつけられず、甚大な被害をもたらしました。同時に、多くの耐震化だけでは防げない課題が次々と浮き彫りになりました。

文部科学省の調査によると、多くの学校が被災し、天井パネルの落下、壁のひび割れ、窓

ガラスの破損、校舎周囲の液状化現象が発生。地盤沈下し、校舎とグラウンド、あるいは校舎と道路の間に大きな段差が生じ、通行が困難となりました。建物本体が無事でも、内装や設備といった非構造部材が大きなダメージを受けました。また、配水管の破損、断水でトイレが使用不能となり、衛生環境が急激に悪化しました。多くの小・中学校が避難所となりましたが、自宅破損や断水により想定を上回る住民が押し寄せ、教室や体育館がすぐに飽和状態となったそうです。また、備蓄品の不足やスペース確保の難しさ、停電や回線の混雑により市役所との情報共有が困難になるなどの事案がありました。道路の寸断や校舎の危険判定により3学期の始業式が延期され、他地域の施設を借りた集団避難での授業実施を余儀なくされたそうです。

学校は子供たちの命を守る場所であると同時に、地域住民の避難所としての役割を担っています。

そこで、質問させていただきます。

1、まだ老朽化した学校の新築の話はどうなったのかと聞かれることがよくあります。ネット検索すれば、本町が義務教育学校化を推進し、新築に向け、施設一体型の整備を進めているとの内容が上がってきます。町は本年度、令和11年度までの小・中学校施設修繕計画を作成し、修繕、工事を行われていますが、現在の進捗状況、また、今後の工事实施計画について説明願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今年度から実施をしております学校の改修、修繕については、この後、教育委員会から答弁をいたすと思いますが、その前に、先ほど御質問いただきました義務教育学校について少しだけお話をさせていただきます。

本議会の冒頭、所信表明の中でも申し上げましたとおり、これまで検討を行ってまいりました義務教育学校につきましては、まずその前に、取り急ぎ解決すべき課題があるということで、しばらく留保させていただいたところでもあります。そういうことの中でのお声だというふうに思いますが、今回、本議会冒頭の所信表明の中で、令和8年度から改めて江北町における義務教育学校の検討を再開したいということをお願いしたところでもあります。

その中でも申し上げましたが、私自身は、新しい時代の新しい教育の仕組みとして、義務

教育学校というのは必須だと思っております。ただ、そのときに申し上げたのが、その論点として、義務教育学校という仕組みと、そして、学校の校舎というハードをセットでやるべきかどうかということがこれから検討を再開するときの論点になるのではないかと申し上げました。というのも、それこそ前回検討していたときから比べても、急激な様々な物価高騰などがあって、建設コストというのは物すごく上がっています。聞くところによると、1.5倍から2倍ぐらいかかるんじゃないかと言われている中で、果たして今が建てどきなのかということが恐らく令和8年度から改めて義務教育学校の検討を再開するときの大きな論点の一つだと思っております。

いずれにしましても、義務教育学校の検討につきましては、昨年10月に新たに就任をいたしました牟田教育長をトップにぜひ検討を進めてもらい、令和8年度の前半で先ほどの論点を含めた基本的な方針というのを改めて公表できるようにしてもらいたいと申し上げました。

やっぱり私が1つ懸念しているのが、まさに先ほど御質問いただいた言葉なんです。老朽化した学校の新築の話というふうに義務教育学校のことを思っていたかと、どうしても義務教育学校そのものについての議論というのがおそろかになりはしないかということを少し心配しております。いずれにしても、仮に新しい校舎ができるできないは別として、義務教育学校というのは新しい仕組みとして必要であるということと、いずれにしても、今の校舎もせっかく町の資産でもあるものですから、学校として使うかどうかは別として、これからやはり町としても大事に、それこそメンテナンスをしながら使っていく必要がありますし、それこそ応急的に対応すべき修繕箇所がありましたものですから、数年をかけて今修繕をやらせていただいているという状況であります。

そうした今年度から始めました修繕事業の進捗については、教育委員会から答弁をしてもらいたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

おはようございます。それでは、酒井議員の御質問にお答えしたいと思います。

小・中学校の施設修繕計画の進捗についてでございます。

令和7年度については、補正いたしました8年度の前倒し分、5つの事業を含めて、15の

事業を行っております。約6,200万円程度でございます。

それから、令和8年度については、中学校の屋上防水工事等4事業で1億3,300万円程度になります。

それから、令和9年度から令和11年度にかけて、小学校の教室、廊下の改修工事、それから、小学校の屋上防水工事、小学校の受水槽の更新工事など、これも15事業になりますが、今後6億3,700万円程度、5年間で8億3,000万円程度の修繕計画で進んでおります。

以上であります。

○井上敏文議長

1番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございます。詳しくありがとうございました。

そうですね、会う方、会う方、どうしてもそういう質問がいまだに来るのは、やはりそれだけの思いを込めて、当初、執行部の皆様、教育委員会の皆様が動かれていたあかしなのではないかなと思います。それがどうしても打ち消せない町民の皆様のお気持ちがあるんじゃないかなと思っております。

次の質問に行かせていただきます。

佐賀県内小・中学校体育館のエアコン設置率をお答えください。

また、昨今の災害級の猛暑、冬の寒さの中、体育館にエアコンのない環境は命に関わる問題であると考えます。災害時だけではないフェーズフリーの発想が必要だと考えます。

本町の小・中学校体育館において、停電時でもガスや大容量蓄電池で動く空調設備の設置を検討できないでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

まず、先ほどの義務教育学校の御質問でしたけれども、もともと新築ということにはなっていないんですよ。施設一体型だということにはしておりましたけれども、具体的に言えば、今の中学校の校舎は維持しつつ、その敷地内に小学校分を——その分は新築ですけどね。ということなものですから、もし全部が全く新しく新築というようなことで皆さん御認識をいただいているということであれば、改めて、そもそもそういうことではありませんで

したよねということはぜひ御理解をいただきたいと思います。

施設一体型というのは、道を挟んで今のように小学校、中学校、これは分散型とか連携型といいますけれども、そうではなくて、同じ敷地の中に一緒にあるというのが施設一体型だと。イコール全て新築ということではないということは、多分、酒井議員も御存じだと思います。もし酒井議員の下に町民の皆さんからそういう誤解を前提にお話をされる場所があるのであれば、ぜひそうじゃないよと、もともとそうじゃないと聞いているよということはぜひお伝えいただいたらありがたいなと。これから本当に、それこそ本格的な検討をする中で、繰り返し言いますけれども、やはりハードをどうするのかというのが一番大事になってきます。そのときに、もともと新築すると言っていたではないかということから議論をスタートさせると、そもそも町のほうでお示したものと違うものだから、そこはぜひ御理解をいただきたいなと思います。

ちなみに、今申し上げた施設一体型として町で想定をしておりました中学校の校舎はそのまま維持しつつ、その敷地内に小学校部分を付加して建てるという組合せで、一番当初の試算で、それでも45億円かかると試算をしておりました。安く見積もってですね。先ほど申し上げたように、この数年の物すごい価格高騰の中で、今は1.5倍とか2倍とか言われているとすると、もともと45億円も、大分今の施設をいろんな形で使いながら、なるべくお金がかからないようなとなればなるほど、皆さんがイメージする新築とは遠のくわけですけど、その1.5倍とか2倍ということでも、もしまるっと新築ということになれば、どれだけの予算が必要になるかということとはぜひまたそういう検討の中でもイメージを共有したいなと思いますし、じゃ、今が建てどきじゃないからといって、建てどきになるまで義務教育学校という仕組みそのものも入れないということなのかが恐らく論点になるんだと思います。でも、結構多いんです。建物が変わらないなら義務教育学校を入れても一緒じゃないかと言う人は結構いるんです。でも、私はそうじゃなくて、義務教育学校という仕組みだけでも先に入れる必要があるんじゃないかと。今回、健康診断の問題とか、子供たちの早熟化の話とか、いろんな議論も今回一般質問でいただきました。やっぱりそういう今の時代の変化を見れば、ハードはさておいてでもこの仕組みは入れないといけないという意味で、新しい時代の新しい仕組みづくりだと申し上げているということはぜひ御理解をいただければ幸いです。

それと、今回、空調のお話をいただきました。実は私は佐賀県の公立学校施設整備促進期成会の会長に今年度の途中からなりました。こういう言い方をするとあれですけど、せっか

く会長をさせてもらうんだったら、我田引水とは言いませんけど、ぜひ町にもプラスになるように努めていきたいなと思っています。

今年度もやっぱりこの暑さの中で、体育館の空調ということが報道でもいろいろ言われました。物すごく全国的にばらつきがあって、東京ですかね、100%は。東京はほぼ100%なんですよ。佐賀県でいうと、ほぼゼロ%なんですよ。それだけ都道府県によって差があります。なぜ差があるかという、皆さん、東京に行かれて小学校を見られたら分かると思いますけど、うちみたいにあんなぜいたくな運動場はないんですよ。だから、体育館のことは屋内運動場というんです。ですから、屋外、屋内を兼ねて体育の授業をしたりする必要があるから、多分、都市部のほうが進んだんじゃないかなと思います。

ただ、佐賀県もというか、我が町も、だからといって、暑いときは体育館と言えないぐらい体育館も暑いものですから、ここ数年間、学校の体育館の空調は必要ないのかということを一一般質問の中でも何度か言われました。ただ、当時は教育委員会としては学校の体育館まで空調をつける必要はありませんというようなことでありました。でも、やはり安全・安心を預かる我々としては、学校活動で要る、要らないにかかわらず、町民の皆さんの安全を守るためには避難所の環境整備をする必要があるということで、まず、一番利用しているネイブルと、それともう一つは、さわやかスポーツセンターを今回空調整備させていただきました。

もちろん江北町の小学校も中学校も指定避難所になっています。幸いこの10年間はそこまで使わなければいけないようなことはまだあっていませんけどね。なので、来年度以降は、今度は小学校、中学校の体育館の空調整備ということを安全・安心、避難所の整備という観点からは進めていきたいと思っています。

特に昨年、一昨年の酷暑によって、教育委員会も少し認識を新たにされておるようです。やはり学校活動としても、今までは運動場で運動して、暑かったら体育館でいいねと言っていた体育館も暑いということになっているものですから、学校教育の運営上も体育館の空調整備は必要だという認識に今多分立っておられるはずです。ですから、さわやかスポーツセンター、ネイブルと違って、小・中学校の空調整備はそういう町の安全・安心と子供たちの安全・安心とを一緒の考え方でぜひ整備をしていきたいと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

酒井議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、佐賀県内小・中学校体育館のエアコンの設置率についてお答えしたいと思います。

現時点で設置済みの学校数につきましては、小学校はゼロ、中学校は義務教育学校を含めて2校となっております。全国平均22.7%に対しまして、佐賀県は0.8%と極めて低い状況でございます。

先ほど町長から答弁がありましたように、江北町については、体育館の空調については、従来、緊急性は低いという回答をしてまいりました。しかしながら、昨年、一昨年という猛暑の状況を見ますと、確実にフェーズが変わってきて、県の考え方も転換しております。県立学校にも空調を整備するという方針が出されておりますし、江北町としても調査研究を急いでいかないといけないと思っております。

町長からも前向きな御答弁がありましたので、ぜひお願いしたいと考えているところで、早い段階で調査研究費の予算の計上をお願いしたいと考えております。

特に、体育館につきましては、先ほどありましたように、体育の授業はグラウンドであったり体育館であったりが中心ですけれども、もちろん教室での座学も一部ありますけれども、体育館での授業というのは、雨天時であるとか、いろんな状況の中で非常に貴重な場所がありますので、子供たちの運動機会を確保するためにも空調設備が今後必要になると考えております。

今後は、ネイブルであるとかさわやかスポーツセンターでの経験、実績もありますので、町長部局とも連携しながら、子供たちのために取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

教育委員会も今回認識を新たにしてもらったのはよかったんですけども、先ほど佐賀県はほぼゼロですという話でした。それで安心してはいけません。というのは、確かに今はゼロです。でも、このところずっと各市町の当初予算が新聞に載っていますね。見ていると、小・中学校の空調整備、小・中学校の空調整備、実はかなり多くの市町が、今はゼロなもの

だから、今は雨後のタケノコのように先を競って、やっぱり機を見て敏だというふうに思います。実はこの当初予算で小・中学校の空調整備の予算を計上している市町が複数あります。そういう意味でいきますと、認識はやっと改まったけれども、次の一手が遅れると、人気ラーメン屋のように順番待ちする必要があるからですね。だから、調査設計、研究、検討とかいうのも大事ですけども、まさに我々はノウハウがあるので、やっぱり今からでも早めに着手をするということが次に大事なことだと思っておりますものですから、ここはぜひほかのところに遅れを取らないように、江北町もしっかり事業の着手に向けて進めていきたいと思っております。

以上です。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございました。

今、町長がおっしゃったように、あと、教育長が言っていたように、今日、新聞も用意していたんですけど、各市町の状況も、2月末日から3月の頭にかけての新聞を皆さん見ていただけたら、県内自治体の状況が分かるかと思っておりますので、ぜひ見ていただけたらと思います。

さっきおっしゃったように、本当に空調設備は単なる快適さ追求だけではなく、命を守るために必須と思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、次に行かせていただきます。

3番、トイレを我慢して体調を崩すという悲劇を繰り返さないため、平時から小・中学校のトイレ環境を整えていただきたい。スフィア基準に近づけるだけではなく、学校トイレの洋式化率100%の早期実現と迅速に設置できるマンホールトイレなどの拡充を検討いただけないでしょうか。回答願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

酒井議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、小学校の洋式化率についてでございます。

こちらについては、小便器は除きたいと思います。現在、89基のうち56基が洋式化になっております。率で申しますと62.9%になります。

ちなみに、佐賀県の小学校の洋式化率については52.4%となっております。

先ほど洋式化率100%という御質問がございましたが、こちらについては、現在、小学校のトイレのスペース、面積が狭いことで、ブースの変更であったり配管の変更、また、これらを行うことによって便器が減少するということが考えられることから、洋式化100%については難しい状況だと考えております。

それと、スフィア基準に近づけるためにマンホールトイレの拡充をということでございますが、こちらについては、災害時に学校を避難所として使用する場合には、今回、総務政策課が購入を予定していますラップポイントイレの使用が考えられるものと思っております。

以上であります。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

本当に衛生面を考えると、トイレが筆頭に、一番整えていただきたいものなんですね。いまだにトイレのせいで学校に行けなくなっている子供たちもいるという現実も知っていただきたいと思います。

QOLに直結するのはトイレ。学校トイレの環境は学力の向上にもやっぱりつながっていくものだと思っておりますので、災害時、健康と尊厳を守り抜くためにも、質の高い生活に向けてお願いしたいと思います。諦めずにまた今後も続けて言っていきたいと思っております。

では、3問目に行かせていただきます。

部活動の地域展開、広域地域クラブの認定を求む。

本町教育委員会では、これまで部活動の地域移行から地域展開へとかじを切り、大町町と連携し、小規模自治体同士が手を取り合う非常に現実的かつ先進的なモデルとして広域連携に取り組まれております。

スポーツ庁は、教員の負担軽減と少子化に伴う部活動の持続可能な環境整備のため、公立中学校の休日部活動を令和8年度から地域クラブ活動などへ段階的に移行する方針でした。令和7年度までの改革推進期間を経て、地域独自資源を活用して新たな指導体制と持続可能

な環境整備を全国的に推進し、国は地域クラブの認定制度について指針を示しました。

地域クラブを認定することにより、競技経験豊富な地域住民や専門コーチから直接指導を受けることができ、技術向上が期待できます。また、休日などの指導を地域に委ねることで、教員が本来の授業準備などに注力できる環境が整います。そして、学校単位では人数不足で廃部になった種目も、近隣市町と連携し、地域全体で集まる広域地域クラブで持続可能となります。そして、何より地域展開が進む中、誰が指導しているか分からない団体が無秩序に増えるのではなく、行政が一定の基準で認定することで、安全性や指導の質を担保する仕組みができるのではないのでしょうか。

以上のことから、広域での地域クラブの認定を求めます。

本町の中学校の部活動の数と所属する生徒数はどのようになっているのか、お尋ねします。

また、部員数の減少により直面する課題などについてお答え願います。

○井上敏文議長

1 番酒井議員、時間の関係がありますので、2 問まで続けてください。

○酒井明子議員（続）

はい。2 問に行きます。

今後、近隣市町の児童・生徒も参加可能な広域地域クラブの認定をお願いしたいと思いますが、それについて教育委員会の考えをお伺いしたいです。

また、地域クラブ認定について検討されている場合は、その認定基準をどのように考えていらっしゃいますか。今までにない新たな地域スポーツクラブ、文化クラブも認定の対象とする方針なのか、お答え願います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今、毎月総合教育会議を開くようになって2年目になりました。先ほどから出ている義務教育学校の検討をしばらくやめなければいけなかった事由の一つは、部活動の地域展開であります。

今の動きは先ほど酒井議員がおっしゃったとおりであります。残念ながら、ほかの市町に比べて今の時点では遅れを取っていると思っています。中では、いろいろ検討されています、地域クラブの認定基準をつくるとかですね。ただ、こういうのがなかなか進んでいない

ので、やっぱりここは先を急がないと、先ほどあった今回の当初予算の中でも、ほかの市町では早いところは地域展開の予算が含まれています。やっぱりこうした課題をきちんと解決しないと、せっかくまた始めた義務教育学校の検討をまた止めなければいけないような話になるんです。

先ほどの小・中学校の空調問題、トイレ問題も同じだと思います。少なくとも町長部局としては、安全・安心の観点から、教育委員会がどう思おうが、やはり一定の整備というのはする必要があるし、それは結果的には子供たちのためにもなると思っていますし、地域展開についても、私の認識ではほかの市町から遅れを取っております。ですから、ここはぜひ教育委員会は今からでもほかのところに追いつくようにして、場合によっては6月で必要な予算を上げるぐらいのことでやってほしいということは既にお伝えをしております。

現状については教育委員会から答弁してもらいます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

酒井議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、中学校の部活動は運動部8部、文化部2部の合計10部ございます。また、所属する部員数については、昨年5月現在で合計166人であります。

一方、部活動の課題については、部員数の減少により団体競技では大会等に出場できなくなる、あるいは休部、廃部が増えることで生徒の選択幅が減少する、専門的に指導できる教員の不足などが考えられます。

教育委員会といたしましては、部活動をどう維持していくかという観点と地域展開をどう進めていくかという両論だろうと思います。この話が出てきた令和3年度からもう5年目ぐらいになりますので、私自身も長与町であるとか全国の先進地の視察を行ったり、アンケート調査を見たりしておりますけれども、町長からも平日を含めて全体像を示すように指示を受けておりまして、それはもっともだろうなと思います。壊すのは簡単ですけども、つくるのは難しいというのがこの一番の問題で、どういう例えをしようかなと思いましたがけれども、例えば、現在の部活動が家の前にある家庭菜園としますと、社会体育は貸し農園、少し足を運んで土日に作業するとか、そういった観点からすると、その両方の資源を生かしながら部活動を維持していくのが地域展開であります。目の前に畑があったほうが作業しやすい

ですけれども、なかなか維持する人も少なくなり、地域の力を借りながら家庭菜園を運営していくという考え方であります。

例えはどうか分かりませんが、子供たちの観点からすると、目の前の体育館とかグラウンドですぐ活動できるという部活動のメリットは十分感じておりますし、かといって指導者がいなければ廃部になるということもありますので、周辺市町の中には既に着手しているところもあるというのは承知しておりますけれども、全て部活動を壊してしまっているのかという疑問がありまして、やはり長与町をはじめ、全国の先進地の状況を今研究しているところです。全く進んでいないように見えるかもしれませんが、将来像として地域展開が進んだ場合にどういう課題があるのか。やっぱり保護者負担が増えたり、活動場所が遠くなったりすることで、地域展開を含めたクラブ活動への参加率が下がっているという報道もあります。将来的にそういう事実も起こってきます。ですから、江北町ではどういった在り方が望ましいのか考えたときに、維持できる部活動を維持しながらも、一方では地域クラブの認定も急がないといけないという両論を進めない間に合わないだろうということと考えております。

したがって、先ほど町長からも御提案ありましたように、財政支援を含めたお願いを含めて、近々、議会にお願いしたいと考えております。人材確保であるとか、いろんな観点から急ぐ必要がございますので、子供たちのために取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

ありがとうございます。

文部科学省が昨年指針を出しておられますので、ぜひ地域クラブの認定に力を注いでいただけたら、先ほども申しますけれども、やはり指導者が誰なのか分からないような部活に預けるというのは親御さんとしても不安でいらっしゃいますので、今、町で頑張っていられる方たちをぜひ認定という形で取り上げてくださったらいいなと思うんですけれども、もう一言そこで認定についてお考えをお聞きしたいんですけど。

○井上敏文議長

牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

地域クラブの認定について御質問がありました。

これまで社会体育を中心に、様々な分野で子供たちの指導に当たっていただいている各競技団体の皆さん、あるいは文化活動の皆さんについては本当にこれから期待をしております。江北町の子供たちのためにぜひ地域クラブを立ち上げて、認定に手を挙げていただきたいと。様々な御意見を伺う中で、やはり施設の利用料の減免であるとかバックアップをお願いしたいという意見がありますので、そういった課題をクリアしながら、地域クラブ認定の制度設計をしまいたいと思っております。

また、御指摘の広域の地域クラブ認定についても、白石町、あるいは大町町を含めて、まずは地域クラブの認定を江北町が立ち上げないと連携を広げることは難しいですので、まずは足元の地域クラブ認定を進めた後で、広域の可能性についても検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

どうもありがとうございました。ぜひそのように迅速に進めていただけたらと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

○井上敏文議長

1 番酒井明子議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時10分。

午前10時 休憩

午前10時10分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

2 番古賀里美議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○古賀里美議員

通告に従いまして一般質問をさせていただきます 2 番古賀里美でございます。我が町の人口は1万人に満たない小さな町です。だからこそ、一人一人の困り事や変化に早く気づき、

つなげられる町でありたいと考えています。本日はその視点から、4歳児健診と買物支援情報の整備について質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

質問事項、4歳児健診の重要性について町の考えは。

質問の要旨、近年、発達支援の現場では、気づきの遅れが課題として指摘されています。3歳児健診では見えにくい特性が集団生活が安定する4歳頃の年中児に見られるケースが多く、早期支援につなげる重要な時期です。この気づきのタイミングを逃さないことが就学前支援の質を左右すると思います。

現在、我が町は3歳半健診を実施されていると思います。就学前支援の母子健康の充実という点で大変重要な取組であることは評価しています。その上で、あえて申し上げたいのは、健診の有無ではなく、健診のタイミングの最適化についてです。

保育現場では、年中児で気づく課題が多いとされています。健診のタイミングを現場の気づきに合わせることで支援の空白を埋める鍵ではないでしょうか。特に、集団生活の中での困り感や対人関係、言語、落ち着きの課題などは4歳児である年中児頃に顕在化するケースが少なくありません。半年の違いではありますが、その半年が支援につながる時期を早め、保護者の安心や子供の就学の準備に大きく寄与する可能性があると思います。さらには、小学校現場の負担軽減にもつながるという声もあります。

そこで、町の現状について質問いたします。

現在、小学校の特別支援学級の数と在籍する児童は何名でしょうか。

また、過去5年間の推移はどうなっていますか。

支援学級担任や支援員などの支援に携わる方の配置状況についても説明をお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

古賀議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、江北小学校、令和7年度の特別支援学級の数ですけど、10クラスになります。児童については62名で、過去5年間ということですから、令和3年度からでよろしいですかね。令和3年度についてはクラス数7クラス、児童が46名、令和4年度については同じくクラス数7クラスで児童数が51人、令和5年度が10クラス、児童数55名、令和6年度についてが12

クラス、65名となっております。

それから、特別支援学級には担任がそれぞれ1名配置をされております。

それから、支援員についてですが、令和3年度が8人、令和4年度7人、令和5年度9人、令和6年度9人、令和7年度9人となっております。

以上であります。

○井上敏文議長

2番古賀議員。

○古賀里美議員

ありがとうございました。

特別支援学級は確実に増加傾向にあると思います。小学校に入ってから支援が必要と分かるのではなく、もっと早い段階で気づける仕組みが必要ではないかと感じました。

年中児の4歳児健診導入は、保育現場、保護者、小学校、この3者をつなぐ重要な役割を果たすものと考えます。早期に専門的な視点を共有することで支援が前倒しして始まり、保護者の不安軽減と就学準備の充実、さらには小学校での安定した学級運営にもつながると思います。

三位一体の支援体制構築の観点から、年中児の4歳児健診の導入を検討すべきではないかと思いますが、町の見解をお伺いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

古賀議員の御質問にお答えいたします。

4歳児健診の導入を検討すべきとのお考えについてお答えいたします。

本町では、子供の健やかな成長を支えるため、母子保健法に基づく1歳6か月健診と3歳6か月健診に加え、きめ細やかな町独自の健診や相談事業を実施しております。具体的には、生後2か月児を対象とした2か月児教室をはじめ、身体計測や診察、育児相談を行う生後4か月児、7か月児、12か月児を対象とした乳児健診、2歳6か月健診、さらには専門職による心理相談や言語相談を就学前まで継続的に実施しており、早期の課題把握と保護者の方への支援に努めているところでございます。

しかしながら、3歳6か月健診から入学前の就学時健診までの約2年半の期間が空くこと

になります。議員御指摘のとおり、集団生活の中で社会性や行動面での課題が顕著化しやすい年中児において健診という形で確認を行うことは、これまでの個別相談体制を補完し、より確実な早期支援につなげていくために有効であると認識しております。

県内では佐賀市が令和7年度より5歳児健診を実施しており、令和8年度からは鳥栖市、基山町、上峰町でも開始が予定されております。国が示すマニュアルにおいても、5歳児健診の対象は実施年度に満5歳になる幼児と定義をされており、いわゆる年中児の年齢に該当いたします。本町におきましても、この定義に基づき、3歳6か月健診から就学時健診までの健診の空白を埋めるため、現在、令和9年度からの実施を目標に先行自治体の事例を参考にしながら課題の整理を進めております。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、古賀議員からは4歳児健診の実施をとということで御質問いただきましたけれども、傍聴だとかテレビを御覧の方が混同されるといけませんので、少し整理をさせていただきますと、今回御質問いただいている健診というのは、対象者が標準的には満5歳になる幼児なので、4歳6か月から5歳6か月の間の幼児ということなんですよね。ですから、先ほど健康福祉課長は5歳児健診ということで説明しております。

古賀議員が今回御質問いただいているのは4歳児健診とおっしゃったんですけど、ちょうど4歳から5歳になるところの健診ということで、同じ健診のことを今議論させていただいているんだということで、私どもとしては5歳児健診という言い方をさせていただきます。先ほど課長が答弁したとおり、既に県内でも先行の事例がありますので、江北町としても令和9年度実施を前提に準備をさせていただきたいと思っております。

今回、例えば、江頭議員からは4年生のときの心臓の検査をとか、お話もいただいたりしておりました。ルールがこうだからと、国の基準はこうだからやらないというやらない理由は言いやすいんですけど、やっぱりそうじゃなくて、なかなかそういう法律の規定とかではカバーできないところが現状ではあると思うんですよね。それと、例えば、子供たちの早熟化とか時代の流れということもありますものですから、江北町としては令和9年度からの実施に向けて準備をさせていただくということでお答えさせていただきます。

以上です。

○井上敏文議長

2番古賀議員。

○古賀里美議員

5歳児健診を年中児段階で実施する方向で検討していただいているということは理解いたしました。ただ、重要なのは、何歳かとかではなく、課題が見え始めた時点で支援につながる仕組みがあるかどうかということです。

1つ、大分県の竹田市の例を挙げさせていただきます。画面をお願いします。

(パワーポイントを使用)大分県竹田市では、気づきの段階で発達の行動のスクリーニングを行い、その後、学校への継続的な支援プログラムを実施したという研究があります。その結果、発達障害と診断された子供が支援を受けた後、40人中38人が通常学校に進学し、6年間、通常学級で過ごしたというデータもあります。また、不登校の割合も減少したという報告がなされています。この結果は竹田市だけではなく、幼児の早期スクリーニングの継続支援が学校生活への適応により影響を与え得る可能性を示した実例です。

発達障害や特性がある子供が通常保育の中で支援を受けながら過ごすことで、発達や行動面の改善、参加の傾向が見られたという研究報告もあります。これは発達障害や特性を持つ子供が幼児期から集団生活の中で支援を受けて育つと、社会性や行動変容につながるという実践例です。

3歳半では見えにくい理由として、感情のコントロール、いやいや期の区別が困難なんです。4歳児で確認する意味というのは、切替え力で特性が見える、自我が芽生えてくるんです。それと、あと注意力、活発さとの違いが曖昧。4歳児で確認する意味は、ADHD傾向が明確になる時期でもあります。それと、生活習慣では親依存が強い、3歳半では見えにくい理由です。4歳児で確認する意味は、自立度を客観評価できるという点で、昨日も町長が同僚議員のときに言われたように、子供の成長というのは本当に半年でもすごく早いんです。大人では半年なんですけど、子供の半年というのはすごく成長段階が早いので、3歳半から4歳半でという1年を待たずして、いろいろ支援につなげるというやり方をされてもいいのではないかと考えていて、それで、再質問させていただきます。

発達の気づきがあった児童に対して支援開始までの標準的なスケジュール、フォローは整備されていると思いますが、その具体的な内容をお聞かせいただけますか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

古賀議員の御質問にお答えします。

現在のフォローの体制についてということで御説明をしたいと思います。

現在、町では心理相談や言語相談を実施しております。専門職による個別相談の体制を整えており、保護者の方々に御利用いただいております。

具体的には、心理相談において公認心理士による個別面談を月1回、令和7年度には2月末時点で実25組、延べ35組が相談をされております。集団生活における行動面や対人関係、発達面のお悩みに対し、専門的な助言を行っております。

また、言語相談では、言語聴覚士による個別面談を年間8回実施しております。言葉の遅れや発音の課題に対し、令和7年度は2月末時点で実12組、延べ17組に御利用いただいております。相談は、お子さんの発達状況や保護者の方の不安感など状況に応じて必要に応じ、就学前まで継続して対応できる体制を整えております。

これらの相談を利用されるきっかけにつきましては、1歳6か月健診や3歳6か月健診の保健指導において、保健師が保護者の方の不安や発達の偏りを確認し、相談を紹介するケース、また、保育園等の先生方が集団生活の中で困り事に気づき、保護者の方を通じて町の相談につながるケースなど、健診の場や保育現場からの紹介がこの心理相談や言語相談などの専門的な支援につながる入り口となっております。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今、古賀議員から大変大事な御質問をいただいたなと思います。どういうことかということ、もちろん5歳児健診を実施してくれるのはいいけれども、そういう子供の発達とか、また、それぞれの子供の特性、その中でいろんな支援が必要なものがあるとしたら、そういうものがやっぱり早い段階で見つけられて、それが様々な支援、また、学齢期にはそれこそ支援教育ということにきちんとつながっていかないといけないということでの趣旨の御質問じゃないかなと思います。

ともすると、また町長部局、教育委員会みたいなことになるので、そういう大きな体制の中で今回実施を予定している5歳児健診というの位置づけをして、また、その結果が実際特別支援が必要なかどうなのかとかいうことにもきちんとつながっていかねばいけないと思いますので、ぜひそうした体制の中でしっかり組み込ませていただきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

2番古賀議員。

○古賀里美議員

ありがとうございます。

つなぐというだけでは支援は始まりません。いつ、誰が、どの段階で動くのか、明確でなければ早期支援とは言えないのではないのでしょうか。現場の先生が疲弊しない仕組みも今つくべきではないかと思うからです。保育士不足、教員不足、別々の問題ではありません。同じ現場で起きている社会課題です。気づきが遅れば遅れるほどその負担は現場に積み重なります。支援が必要な子供に少しでも早く気づき、つなぐこと、それは子供のためだけでなく、現場で踏ん張っている先生方を守る政策でもあります。

教育委員会のほうに1つ質問があります。我が町では3歳児健診は健康福祉課の取組ではありますが、その先で子供たちを受け止めるのは学校現場です。教育委員会としてこの健診を就学前からの支援につなげる視点をどのようにお持ちなのか、伺います。

○井上敏文議長

牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

古賀議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど議論があっている5歳児健診については、これまで保護者の不安であるとか、将来へのどういう専門機関へつないでいいかという御不安がありましたので、非常に前向きな取組だと考えております。福祉部局と共に取り組んでまいりたいと思っております。

特に、健診というと、小学校入学前の就学時健診というのが1つあるんですけども、先ほど御質問にあった5歳児健診とこの就学時健診は目的とか内容が全く異なっております。御存じだと思いますけれども、5歳児健診が発達障害を中心とした療育の面で検査をするものであるとともに、一方で、就学時健診は教室での教育環境を確認するというところで、身長、

体重に加えて聴力とか視力とか、一番基本的な検査をするものでありまして、その結果を基に、小学校1年生で机を一番前にするとか、聞こえやすい場所に配置するとか、あるいは支援員を配置するとか、そういった子供たちの教育面での配慮のための検査でございます。全く目的、内容が異なっておりますので、3歳児半健診から就学前健診、小学校入学までの空白期間は確かに問題になっておりました。

そういった意味でも、今回、一步前に進めて検討が始まるということでうれしく思っておりますし、何より保護者の不安が一番解消されると思っております。やはり子供たちが安心して学べる環境をつくるというのが教育委員会としても大事と思っておりますので、引き続き御協力をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今、教育長が答弁したところこそ、私は大事だと思っているんです。というのは、年々特別支援の子供たちが増えています。もしかすると、これは世の中全体の動きなのかもしれませんが、自分が子供だったときに比べれば、そういう特別支援というのも大変手厚くなっていますし、もちろんほかの学校もありますけれども、まさに通常の学校の中でそういう特別支援の教育が受けられるという環境になったのはいいことだと思います。

ただその一方で、やはり真に支援が必要であるとか、どういう支援があるかというところがきちんと明確にならないと、定かでないことを言うのは無責任かもしれませんが、例えば、特別支援の教育を受けるのは医師の診断書があって、保護者の方が申請すれば、ほぼ100%その特別支援の教育を受けられるというような話も聞いたことがあります。そういうことであれば、先ほどの就学前健診というのはどちらかという身長、体重というようなことであれば、まさに今回、町長部局で予定している5歳児健診というようなものもきちんと使って、エビデンスという言い方はよくありませんけれども、そういうものに基づいてどんな支援が要るのかどうなのか、どんな支援が必要なのかということをきちんと教育委員会としても活用していくということが、真に支援が必要な子供たちに真に必要な支援をやることだと私は思っております。

以上です。

○井上敏文議長

2番古賀議員。

○古賀里美議員

ありがとうございました。

気づきが増えれば支援も増えます。そして、支援が増えれば環境整備も求められます。特別支援学級の増加と教室確保の課題は健康の議論と切り離せない問題です。三位一体の連携でどうかよろしく願いいたします。子供たちにとってもよりよい気づきと支援の仕組みとなるようお願い、この質問を終わります。

次の質問に行かせていただきます。

買物支援情報の整備について、画面をお願いします。

(パワーポイントを使用) 高齢化や核家族化が進み、買物や日常生活に不便を感じる声をよく耳にします。そのような中、我が町では4月から町営タクシー運行を開始するなど、暮らしを支える取組が進んできています。移動手段の確保が進むにつれ、情報の分かりやすさも重要になってくると感じています。

町内には、商工会が作成した「おでかけ便利マップ」、社会福祉協議会が手がけた「買い物お助け手帳」、さらには生活支援を行うへそのまちお助けサポーターなど様々な取組があります。商工会の冊子は店舗紹介が中心で、社会福祉協議会の冊子は主に高齢者や介護支援者向けに作成されたものです。それぞれの目的が違うことは理解していますが、実際の生活においては、どこで買えるのか、自宅まで届けてもらえるのかといった細やかな情報が求められているのではないのでしょうか。

住民目線で見るとき、町全体の生活支援情報を一体的に整理する必要があるのではないかと考えます。官民連携により情報を分かりやすくすることは、新しい時代に合った新しい仕組みづくりになるのではないかと思います。町の見解をお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

古賀議員の御質問にお答えします。

買物支援情報の整備ということでもあります。

古賀議員の一般質問通告を受けて、2つのガイドブックを拝見しました。今ここに現物を

持ってきております。（現物を示す）この黄緑色のが商工会作成の「おでかけ便利マップ」ということであります。会員の店舗情報が主に掲載されておりまして、販売促進の目線で内容はつくられているということで、大きさについてはバッグに入るぐらいのサイズであります。もう一つが社会福祉協議会で作った「買い物お助け手帳」ですね。これは高齢者の生活支援特化型ということで、配達、それから車椅子の利用ができるかどうかとか、介護用品が買える店舗がどこかというような情報が掲載をされています。どちらのガイドブックも発行から年数が経過しておりまして、情報が古くなっております。新しい情報に更新するという必要性は感じます。

今回御質問の買物支援情報の整備につきましては、事業者とのネットワーク、情報を持つ商工会主体で作成したほうが情報収集もスムーズに進みますし、より魅力的なものがつくれるんじゃないかと考えております。予算面でのサポートにつきましては、商工会への協賛であるとか活用できる補助金を提案するなど役場の協力もできると考えておりますし、そうした官民連携の形が最も効率的ではないかと考えております。

古賀議員もかつて商工会女性部長をされていたということでありますので、商工会と役場の官民連携、これについての橋渡しになっていただけるよう御協力をお願いしたいと思います。

以上であります。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

御紹介いただいたように、私自身は買物もできるならば御自身が行かれて、どれを買おうかなとか、どこが安いかなとかすることが、単純に生活を送るための、最低限に必要なものを入手するという行為だけではないんですよ。買物をするというのは、そこでいろんなものを見たり、また、いろんな人に会ったりと、それが今回町営タクシーもできましたものですから、可能な限り、できればまさにお出かけいただいてしていただいた方がいいと。そういう意味で、町営タクシーも、よそは役場に行くか、病院に行くか、あと買物も入っていますけど、必要最低限みたいにしてはいますけど、そうじゃなくて、ＱＯＬといいます、クオリティー・オブ・ライフ、やはり生活の質を同じ人生なら豊かに楽しくということで、三夜待に行ってもらってもいいです、グランドゴルフに使ってもらってもいいですとさせてもらっ

ているのはそういう趣旨ですし、ぜひそういう意味では、お買物もゆっくり楽しんでいただくことが自分の人生を彩ることになるんじゃないかなと思います。

さはさりながら、どうしても買物になかなか出ていけないと。ただ、必要なものを買わなければいけないということは、そういうニーズというのはあるんだと思います。その買物支援ということでは、それこそ古賀議員も以前からテーマにさせていただいていると思いますけれども、今回官民と言われましたけど、私も実は官民というよりは民々連携をぜひしていただきたいなと思っているんです。もちろんさっきの財政的なことは除いてですね。

先日、私はひふみ通り振興会、商工会の下部組織という言い方でいいんですかね、ここに呼んでいただいて、講話をとということで1時間ほどお話をさせていただきました。その中で、いろんな今の町政についてお話をしたんですけど、私がどんなことを思っているかということを知りたいということだったので。お話しさせていただいたのは、例えば、ふるさと納税でいけば、私の就任後から70億円ほど寄附をいただいたと言いましたが、実は70億円を丸々町でいただいたわけじゃなくて、七三、二十一億円になるかな、20億円超は町内のいろんな事業者さんにその分お金が行っているという言い方はよくありませんけど、であるということとか、あとは、例えば、給食費の無償化、10年目になりましたけれども、恐らく年間にこの間5,000万円ぐらいと言ったかな、掛ける10をすると、この10年間で5億円ぐらいなんですよ。今までは保護者の皆さんが給食費に払っていたお金を、言ってみれば町が肩代わりしているもので、その5億円というのは保護者の皆さんは使わなくて済んだわけですね。じゃ、その使わなくてよくなった5億円をどこで使ってあるでしょうねということを行いました。

私は、ぜひそれを町のいろんな政策に事業者の皆さんも連携、呼応していただいて、例えば、子育て割引をするよみたいにして、この5億円のお金が町の中でうまく回ればなという思いで実はスタートさせてもらったんです。そこだけ見れば保護者に5万円やる事業みたいに見えますけど、その分のお金がうまく回ればいいんですけど、そういうことがなければ佐賀のゆめタウンとか博多駅の何とかみたいにならなくて外でお金を使われるということになるので、ここで改めて、ぜひそういう町全体のある意味お金の動きみたいなことも意識して今から一緒に頑張りましょうというふうな話もしましたし、今回、11回目になりました元気クーポン券、それも言われました。白石町は1万円、大町町は1万5千円、江北町は3千円で、江北町の町長はけちかとか言われますけど、でも、11回もやっていますし、ほかの支援もやりますと

言っていますけど、11回になりますので、3億円以上、実はそういう形でやらせていただいています。

ですから、何を言いたいかというと、町もやります。けれども、ぜひ事業者の皆さんと——だって、自分のところの収入を増やすことにもつながりますから、そういう意味では官民というだけではなくて、民々と。というのは、社会福祉協議会も絡んでいるものですから、そこでぜひやっていただいたらどうか、やったらいいなと思っています。

1つだけ御紹介をします。だから、私は町内で買物をするようにしています。けれども、たまたまこの間、佐賀の会議の帰りがけに、江北～芦刈線の小城のところにセブンイレブンがありますね。佐賀から帰ってくると左側なものですから、ちょっと申し訳なく思いながら寄りました。そのときにチラシをもらったんですよ。これはセブンイレブンのセブンナウデリバリーということで、以前から実はあるサービスではあるんですけども、今回、これは芦刈店さんが始めて、自宅や職場、外出先などで受け取り可能ですと。外出したくない、忙しい、時間がない、買物に行けない、そういう方たちが、アプリを使う必要はあるんですけども、届けますというサービスを始められましたし、既にこれはセブンイレブンのサービスの中にも入っていますが、結局、配達を始めるとこれのために人を1人雇う必要があると。ところが、店が忙しい中でなかなか配達に行けないし、どれだけ注文があるかわからないから、なかなか取り組めないと言われていました。やっているところは、もともとおられた商店の御主人がちょっと自分の時間でやっているというところが多いんですけど、こういうのを場合によっては町で一定委託とか補助みたいな形で、もし町営タクシーでも買物に行けないと、それでも何とか日常生活を維持していかないとというようなときの取組としてはこういうことはあるんじゃないかなと思っています。こういうこともぜひ考えていきたいし、これも町だけではやれません。まるっとやるからやってということじゃなくて、やっぱりやることで収益にもつながるから、折半とは言いませんけど、お互い、まさにウィン・ウィンでこんな事業がやれたらなというふうには思っています。

以上です。

○井上敏文議長

2番古賀議員。

○古賀里美議員

すみません、傍聴席にも来ていただいているんですけど、商工会の事務局の方も来ていた

だいたいのことは、こういうことを町と一緒にやっつけていこうかということをやっと問いかけたところでした。私も、商工会の会員としても後押しをして、前向きな働きかけをしていきたいと思っていたものですから。

それで、これは社会福祉協議会の方が配達範囲もしっかり載せてもらっています。先ほど言われたセブン-イレブンの江北店も配達をされていました。この中では、小売店ももう既に配達をされないところもあるかと思いますが、そういう商業に関してはやっぱり強みを持つ商工会が中心となりやっつけていけたらと思います。私はその冊子を増やす提案をしているのではなくて、大切な情報が必要な人に届く設計が欲しいということで、お願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

江北町もそれこそ今回、4月からごみの収集体制の見直しをさせていただいています。今、町民の皆さんにお配りをしている「暮らしの便利帳」も、これも改訂をする必要があると思っています。今回、ハザードマップも新年度から改訂をするようにしていますし、1つこれを取り出せば大体載っていると、その入り口のところだけでもきちんと把握できるというのは大事だと思いますので、ぜひアイデアを出しながら、どんな形がいいのかということをやっぱりしていかせてもらいたいと思います。

1つアイデアを申し上げると、今度、町営タクシーが走るじゃないですか。我々も東京で、めったにタクシーに乗ることはないんですけど、どうしても会議に間に合わないということでタクシーに乗ります。そうすると、目の前にディスプレイがあって、ずっと広告が流れていたり、ぱっと見ればここにどこかの会社の広告が貼っていたりするんです。ですから、せっかく町営タクシー、30分とは言わないですけども、恐らくずっと後ろにお客さんが乗っておられる、高齢者の方が。この時間というものをうまく使った方がいいなと思いますし、今のところ無償運送とはいいながら100円いただくようにしております。例えば、町営タクシーで買物に来たら町営タクシー割引で100円まけるよという、その方は100円かからないで町営タクシーで買物に来れるということになるわけですね。まさに私は、単純に町は金を出して、やるのは商工会とかじゃなくて、官民一体——三位一体と言ってもらいましたけれども、官民連携というのはこういうことだと思います。それが町の事業に呼応して民間でいろんなサービスをやっただけということだと思いますし、行きと帰りになるから200

円ではあるんですけど、そういうことをすれば、あそこに行くとなるとどうせ車代もかからないから、それならばあっちのお店のほうに行くかなということが町そのものの魅力を上げることにもなりますし、サービスがさらに充実することだと思いますので、ぜひそうしたことも検討いただければ幸いです。

以上です。

○井上敏文議長

2番古賀議員。

○古賀里美議員

すごくよいアイデアをいただきました。ありがとうございます。

買物に困る方、新しく暮らしを始めた方、誰にとっても分かりやすい情報の在り方が求められると思います。点在する情報をどうつなぎ、町としての形にしていくのか、答弁をいただきましたので、三位一体でぜひよろしくお願ひしたいと思います。

今後、情報が整備されることを期待し、質問を終わります。ありがとうございます。

○井上敏文議長

2番古賀里美議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開11時。

午前10時52分 休憩

午前11時 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

3番田村康議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○田村 康議員

3番田村康。通告に従い、2問質問いたします。

まず1番目、所有者不明の空き家対策、今後の取組はということで、今、空き家問題で20件ぐらい抱えているところがあるものですから、空き家問題、空き地問題に関する本を仕入れて、一応勉強させていただきました。これまで空き家問題について質問してきましたが、今回は私なりに調べたことも踏まえて、所有者不明の空き家対策について質問していきたいと思います。

空き家対策を進める上で、不動産所有者の調査は避けて通れません。そこで、所有者を調

査する場合の一般的な手順について調べましたので、紹介したいと思います。

まず1番目、不動産の登記記録を確認します。登記事項証明書に記載された氏名と住所を基に、手紙や訪問といった手段で連絡を取れる可能性があります。手紙や訪問等で連絡が取れない場合は、登記記録に記載された所有者の氏名及び住所を基に住民票の写し、または住民票記載事項証明書を取得します。

3番目、所有者が転出、または死亡していた場合、住民票の写し等は取得できないので、住民票の除票の写し、または除票記載事項証明書を取得し、どちらが原因で取得できないのか、確認します。

4番目、転出していることが明らかになった場合、転出先で同様の調査を行い、現住所が判明するまで繰り返します。転出先の調査については、本籍の記載のある除票の写し等の記載から、戸籍及び戸籍の附票を取得し、現住所を確認する方法もあります。

もし亡くなられていた場合は、相続人調査を行うこととなります。本籍の記載のある住民票除票等の記載から戸籍を取得し、法定相続人を調査します。戸籍の調査で法定相続人が判明した場合、法定相続人の戸籍の附票を取得し、その現住所を調査します。

5番目、所有者の転出先、またはその法定相続人の現住所が判明した場合、手紙や訪問で連絡を試みます。

6番目、それでも連絡が取れない場合は、判明した住所地まで出向き、聞き取り調査を行うこともあります。

これは一般的な手順になると思いますが、どこの自治体もこういう対応をされているのではないかと思います。

それでは、質問に入ります。

1問目、現在、所有者不明の空き家、空き地は何件ありますか、お答えください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田村議員の御質問にお答えします。

今回、所有者不明の空き家対策ということで御質問をいただいております。

田村議員におかれましては、昨年実施いたしました日の出公民館の支障木伐採であるとか、公民館の隣地の空き家に対するの対応とか、また、町道の環境整備などにも多くの御協力を

いただいております。この場を借りてお礼申し上げます。

さて、町内の空き家についてですが、全部で205件ありまして、そのうちの2件が所有者不明となっております。

空き地の件数については数は把握をしておりますが、登記情報などを見ると、相当年数所有者が変わっていない土地というものがあります。地目も宅地や雑種地、原野、山林など多岐にわたっておりまして、そうした所有者が分かっていない土地というのは相当数あるという認識であります。

以上であります。

○井上敏文議長

3番田村議員。

○田村 康議員

205件と不明が2件ということですね。分かりました。

それでは、2問目になります。

所有者不明の空き家、空き地の対応をどういった手順で進められているか、お尋ねします。お答えください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田村議員の御質問にお答えします。

管理状況が悪い空き家、空き地の対応手順ということでもありますけれども、登記記録、住民票、戸籍により現住所を調査いたします。現住所が分かりましたら、状況を改善するように文書を送って通知指導を行っております。また、必要に応じて住所地を訪問するなど行っております。

加えて、手がかりが見つからないというところにつきましては、御親戚であるとか、友人であるとか、そういったところの手がかりも調査をし、取次ぎを依頼するなど行っております。

また、所有者が亡くなられている場合につきましても、相続人を調査いたしまして、先ほど紹介した内容と同様の方法で行っているということでもあります。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

分かりました。

次に、空き家対策の手段として行政代執行があると思います。行政代執行にも種類があると思いますので、内容について、住民の皆さんに分かるように説明をお願いいたします。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田村議員の御質問にお答えします。

行政代執行についてであります。行政代執行は倒壊の危険がある空き家や放置ごみなど、行政の改善命令に従わない所有者に代わって、町が強制的に撤去、解消する手続であります。費用は所有者へ請求され、支払われない場合は財産が差し押さえられます。

行政代執行の種類としては3つございまして、まず1つ目に、通常の代執行、これは所有者が特定できる、分かっている場合に通常の代執行という方法が用いられるということであり

ります。2点目に、略式代執行です。これは所有者が不明な場合、例えば、相続人がいないとか、相続放棄をされている、こういった場合に緊急に改善が必要な空き家、空き地に対して、手続の一部を省略して実施することができるということであり

ます。3つ目に、緊急代執行。災害時とか倒壊の危険が極めて高いとか、人命保護を優先しなければならないといった場合に即座に実施されるということであり

ます。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

ありがとうございました。

それでは、3 問目の質問になります。

所有者が特定できない場合、また、特定できた場合でも、話がなかなか前に進まない場合の手段として、この行政代執行が考えられると思いますが、町としてどこまで踏み込んで対応されるのか、考えをお尋ねします。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

田村議員の御質問にお答えします。

町内には12件、特定空家というものがございます。特定空家というのは、周囲に著しい悪影響を及ぼしている、現状のまま放置することが不適切と認められる空き家であります。それが12件です。そのうち2件が、いわゆる所有者不明な空き家ということであります。

現状の認識としては、所有者が分かっているけれども、所有者に連絡が取れないとか、また、所有者と話す中で解体するお金がないとか、長屋のため所有者の足並みがそろわない、そういった所有者側の原因により前に進まない場合がありますけれども、行政側の対応としても、個人の財産権の侵害とか、行政が代わって行うとなった場合は、高額な費用負担のリスクというものもありますので、慎重に判断しているという現状であります。

どこまで踏み込むのかにつきましては、所有者が特定できる場合は指導勧告といった段階的な手続で所有者の自主的な改善を促すことが基本的な原則と考えております。特定できない場合、例えば、相続人がいない、放棄されているといった場合は、緊急性や危険性を判断して、略式代執行を検討していく必要があると考えております。

以上であります。

○井上敏文議長

3番田村議員。

○田村 康議員

最後に、これからも空き家は増え続けると思います。今対応しておかないと、数年後には所有者と連絡がつかなくなる所有者不明の空き家、空き地が今以上に増えると思いますので、一件でも多くの空き家を除去していただきたいと思いますが、町の考えがあればお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

田村議員におかれましては、江北町における空き家問題を、言ってみればライフワークとして取り組んでいただいております。実際、現場も含め、率先して活動いただいているこ

とに心から敬意を表します。

また、私も漏れ聞いたところによりますと、田村議員、最近5千円もする空き家の本を自ら購入され、その制度から学ばれたとお聞きをしました。今回、一般質問冒頭に御紹介されたのは、まさにその勉強の成果じゃないかなと思いましたが、先ほどお話を聞きましたら、さらに今度は8千円もする本まで買われたと聞いております。我々は仕事としてやらせていただいておりますけれども、昨日の田中議員じゃないですけれども、やはりそうやって自らいろんな投資をされ、知識を身につけ、そして、課題の解決に取り組んでいただいていることは、我々行政としても本当にありがたくもあり、申し訳なくもあり、情けなくも感じておるところであります。せっかくそうやって議会の中で空き家問題を本気で取り組んでいただいている議員がおられるときが、やはり我々としても本気を出して取り組むべきときだと改めて思いましたし、ぜひまた新年度はさらに力を入れていきたいと思っています。

先ほど所有者不明の空き家の取扱いについていろいろ御説明いただきましたけど、以前にも申し上げましたが、この空き家問題、今でこそ全国共通の、まさに我が国の課題ということで認識をされましたけれども、当初は、少なくとも国レベルではそういう空き家問題という認識がされるのは大分後になってからです。ただ、我々基礎自治体に身を置く者としては、まさに目の前の問題として、各自治体では頭を抱えていたという状況があった中で、そうした自治体がお互いに情報共有をし、また、知恵を出し合い、空き家の条例を、これは国に先行してつくったというのがスタートでありました。

ただ、残念ながら、市町の条例であるものですから、国が定める法律ほどの強制力もなく、正直言うと試行錯誤的などころがありましたけれども、御存じのとおり、そういう地方の——地方というか、自治体の動きを見て、国もやっと本格的に空き家について取り組むということで、特別措置法などの法的な整備がなされましたし、それに伴って、我々行政機関が使える武器といいましょうか、手段といいましょうか、そうしたものもきちんと法律を根拠にできるようになったというのは、前、御紹介したとおりでありますし、今回、所有者不明のお話をされましたけれども、実は空き家の法律だけが変わったわけでもなくて、関係の法律も結構今いろいろ変わっています。例えば、所有者不明土地の利用の促進等に関する特別措置法というのがありますし、これは令和6年か4年に施行されています。結局、最終的に所有者が不明であるならば、一定期間経過すれば、これは国に属するという話になっています。また、これは令和6年からですけれども、不動産登記において相続登記が義務化されました

ので、昔だったら、何代か前の何とか何左衛門とか書いてあったのが、相続をしたら一定期間以内に、3年以内には相続の登記をきちんとしなければならないという、これは不動産登記法になるのかな、実は法律の改正があったりしてしまっていて、何を言いたいかという、空き家の法律だけではなくて、その関係する法律も、実は自治体の本気で空き家対策に取り組むのであれば、利用可能ないろんな法律や、言ってみれば武器が実は整備をされてきているんです。

ですから、今までのように、所有者がどこにおられるか分からないとか、まだ相続が進んでいないとか、代執行はなかなかハードルが高い、さっき略式ができたという話がありましたけど、そういうふうには実は自治体にとっては空き家対策に取り組まない言い訳ができない時代になっているんです。ですから、あとは先ほど申し上げたように、田村議員から御指摘いただいたように、町がどこまで本気で取り組むかということなんですが、もちろん取り組んではいますが、恐らく田村議員からするとまだ手ぬるいと、使える武器もまだ使えていないという御認識なんじゃないかなと思います。

今議会冒頭で申し上げましたけれども、私の任期はあと2年ですが、議会の皆さん方の任期はあと1年。ですから、私は2年かかっているいろんなことをやるんじゃなくて、やはり今の議会の皆さん方との成果としていろんな取組をしたいということで、この1年はしっかりやっていきたいと申し上げましたので、令和8年度はぜひ本気をさらに出して空き家対策に取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続き田村議員におかれましても御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○井上敏文議長

3番田村議員。

○田村 康議員

現在、日の出地区では20件ほどが空き家になっています。そのうち、二、三件は解体に向け、話が進んでいます。少しずつではありますが、問題解決に向かっていきます。これからも町と協力して、一件でも多くの空き家問題を解決していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

日の出地区で、今、同じ江北町に住んでいる方が3月に話合いをしたいということと、あとは一番難点の大木があるところが田川まで行かなくちゃいけないということで、田川まで

走ってみようかと思っっているんですが、そこら辺も地域づくり課長に御相談して進めていこうと思っっていますので、よろしくお願ひします。

それでは、次に行きます。

2番目、全町民に行き届く物価高騰対策を。

昨日も大分先輩議員さんたちのほうからお話が出ていたと思ひますが、江北町では物価高騰対策として、国の交付金を活用して、いろんな事業が実施されています。

近隣の市町では、高校生年代より上の町民に1万円の給付、全町民に1万円のデジタル商品券、18歳以下には1万5千円のデジタル商品券など給付されています。また、水道代を2か月分無料にしているところもあります。

そこで、質問です。

町では、全町民向けの対策として、3千円のクーポン券だけではなく、別の事業を何か考えられているのか、お尋ねします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

佐賀新聞でしたか、白石は1万円、大町1万5千円と載っていたものだから、江北は3千円かと、うちの町長はけちだと何回も言われましたが、田村議員は分かっっておっしゃっていると思ひますけど、そこだけの金額で江北町の価格高騰対策を評価してもらっては困るというのは御理解いただいていると思ひます。この議会でも申し上げましたし、多分、私の感覚でいくと、恐らく大町、白石は、今回、国からついた補正予算は大体全部使っってしまったのではないかなと思ひます。

ただ、次の御質問にも関わるんですけれども、やっぱり普通は、昨日は田中議員からも御質問ありましたけれども、本当にどこにこの価格高騰対策の、言ってみればカンフル剤というんですか、何というんですか、ちょっと分からないんですけど、そこをどのタイミングで打つかというところにこそ、やはり腕の見せどころが私はあると思っっているんです。

なぜかという、いろんな原材料とか人件費が高くなっ、やっぱり商品の価格が高くなります。普通は、それは価格転嫁して、当然それを最終的に買われる方が負担していただくということになるわけです。だから、もし全てでそういうふうにはセオリーどおり、コスト高の分は全部料金に乗っ、価格転嫁されて、それを使われる、買われる消費者の方に影響があ

るというんだったら、おっしゃるとおり、全町民の皆さんに同じように配るという手もなくはないです。でも、昨日は農業のお話もいただきましたし、これがなかなか価格転嫁できない分野があったり、中には、生活実態によってはほかの方以上に物価高騰の影響を受けているという方もおられます。ですから、そういうところを見て、必要なところにやるということなものですから、まず、元気クーポン券はもちろんやらせていただいています。これはもともと町はやっていましたからですね、もう11回やりましたから。

だから、そこはやりながら、今回は必要な時期に必要な支援、そして、3つの柱を立てました。物価高から暮らしを守る、健康を守る、そして、産業を守る、学びを守るという考えで、必要なときにずっと手を打っていきますと申し上げました。1月の臨時議会まで開かせていただいたのが今の元気クーポン券と、それと配食サービス、これも福祉的なサービスです。ですから、弁当代が上がることを町が負担させてもらうということにも使わせてもらいました。

今回の当初予算では1,100万円でしたけれども、どうしてもやっぱり生活がなかなか物価が高くなると、今まで健康診断を受けていたけれども、自己負担があるなら受けないでおこうとか、今までワクチンの接種も受けていたけれども、予防接種も何千円も出さなければならぬなら、がん検診もやめておこうかなということにならないように、物価高から健康を守るということで、今回、がん検診、それと予防接種については自己負担分をゼロにしますというふうにやらせていただきました。恐らく先ほど御紹介した町ではやられていないことだと思いますし、水道料金については、御紹介ありましたけれども、今回の当初予算でも水道料金の基本料金を減免させてもらいますと、実はこれもやっているところとやっていないところがあるんですね。けれども、江北町はこれもやらせていただきますと申し上げましたので、それこそ、まだ産業を守るとか、学びを守るとか、ほかにも、その4つの柱の中でこれからやっていくことがいろいろあると思います。ですので、繰り返しになりますが、江北町としては、これからも必要な時期に必要な支援をやらせていただいていますし、いただきますということでもあります。

以上です。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

ありがとうございます。

私は全町民に支援が行き渡ることで、特に、高齢者の方や子育て中の方々は大変助かると思いますので、江北町も思い切った事業を考えてほしいと思いますが、町長の考えを聞かせてください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど申し上げたとおりではあるんですが、ちゃんと価格転嫁をされて、それがちゃんと価格に乗って、それを消費者の人たちが買われるという、全部うまく上から下まで流れているんだったら、おっしゃるような一番裾野という言い方がどうか分かりませんが、消費者の方たちに支援をするということでもいいんですけども、必ずしもそうではないということだから、今申し上げたような必要な手当てをやっぱり個別にやっていかなければならないということが1つと、それと、一律に例えば1万円とか1万5千円と配るのが本当に今度は平等なのかということもあるんですよ。その価格高騰の影響を消費者として受けておられる具合も多分いろいろ違うんだろうと思います。ですから、どちらかの町は少し世代で分けておられたりしていましたがそれでもですね。

以前、コロナのときに、定額給付金でしたか、あれは1人10万円でしたよね、子供から全部。あれは国の取組でありましたし、もちろん町もきっちり使わせていただきましたから、今さらいろいろ言うことではないんですけど、自分で使える、使えない、本当はもっと必要な人も関係なく、一番早かったわけです。逆に言うと、そういう使い方のほうが。これを個別に見ていくと、手間もかかる、知恵も要る。だから、あのときは、やっぱり早期、何というかな、発揚ということで、ああいうことだったと思いますけど、いつか夜寝ていたときに、物すごくやかましい音を出して集団でバイクで夜中道路を走る人たちとかいるじゃないですか、物すごくうるさかったんです。ちょうど定額給付金をもらった頃なんです。場合によっては、こういうのの改造費に定額給付金が回ったりしているとすれば、やはり使い道ということは、時間がもしきちんと確保できるなら、やっぱり的確に使っていくところが大事だなということを思ったこともありました。

繰り返します。江北町は必要な時期に、必要な支援をこれからもやっていきます。

以上です。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

ありがとうございました。今後とも、やっぱり必要なときに使ってもらえるようによろしく
お願いします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○井上敏文議長

3 番田村康議員の一般質問をこれで終わります。

昼食のためしばらく休憩いたします。再開13時30分。

午前11時34分 休憩

午後 1 時30分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

会議日程により、総括審議、委員会付託となっておりますので、逐次議案の審議に入ります。

お諮りいたします。議案第20号から議案第24号までは、令和8年度会計の予算に関するものであります。つきましては、江北町議会委員会条例第4条の規定に基づき予算特別委員会を設置し、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

御異議なしと認めます。よって、令和8年度会計の予算については、予算特別委員会を設置し、審査することに決しました。

しばらく休憩いたします。再開13時40分。

午後 1 時30分 休憩

午後 1 時40分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、江北町議会委員会条例第5条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。

予算特別委員会委員の選任については、配付しております名簿のとおり全議員10名を委員としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の委員は全議員の10名と決しました。

次に、江北町議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、予算特別委員会の委員長及び副委員長が先ほどの休憩中に委員会において互選されておりますので、報告をいたします。

予算特別委員会の委員長に土淵茂勝議員、副委員長に江頭義彦議員、以上のとおり互選されました。

それでは、議事日程により、逐次議案の審議に入ります。

日程第2 報告第1号

○井上敏文議長

日程第2. 報告第1号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。（「即決」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま即決の声がありました。質疑がないようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立多数であります。よって、報告第1号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第8号）は、原案どおり承認することに決しました。

日程第3 議案第3号

○井上敏文議長

日程第3．議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方はございませんか。7番池田議員。

○池田和幸議員

すみません、3号ですね。この中に、今回、費用弁償等が1,100円ということで統一ということになっています。

1点聞きたいのは、監査委員の報酬が減額になっていますよね。それは減額する必要性があったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

監査委員の報酬ということでよろしかったでしょうか。（「報酬じゃないです、費用弁償です」と呼ぶ者あり）

費用弁償ですね。これはほかの非常勤特別職の分と合わせて、今回統一するというので、1,100円ということでしております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

それは分かります。

ただ、今までの減額するというのは、ちょっと重要性が違うんじゃないですか。減額する意味が、今の課長の答弁には全く出ていません。統一するだけで減額になったら、今までの金額は何だったんですかとなります。やっぱりそれぐらいの理由がなければ、監査委員さんの報酬を下げる、減額するというのはおかしいんじゃないでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の再質問にお答えしたいと思います。

費用弁償については、交通費相当分ということでありますので、会議に出席をしていただくには、ほかの委員さんも同様の費用弁償、交通費相当分ということになるんじゃないかということで統一をしていると思います。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

いや、私が言いたいのは、統一するのは分かります。少ないのを上げるのはいいことかなと思います。

ただ、今までずっと長年というか、多分、平成17年から変わっていないのかな、もっと前からかな。とにかく議員も前1,800円の費用弁償も900円に下げられまして、ずっとこのまま18年ぐらいになっています。それで今回、ほかの組織も合わせて200円上がりますよね、それは分かります。

ただ、監査委員を下げなくてもよかったんじゃないかなと。統一は統一で、今まで減額された分を上げるというのは分かります。ただ、そしたら監査委員さんだけまた減額するような形になりますよ。その辺はどうですかね。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

まず1つ、行革のときに監査委員の費用弁償だけが下がっていないんですよね。先ほど課長が答弁したとおり、統一は統一です。逆になぜ監査委員だけは1,400円なのかと聞かれたときに、監査委員だけ1,400円である理由を我々が説明できないということが分かりました。いつから1,400円だったのか、なぜ行革のときに下げていないのかも分かりません。

実はほかの市町も確認したんですけど、もともと費用弁償だから、元は実費弁償なんですよね。だから、例えば御自宅から歩いてこられるのなら出るものではないんですけど、一応、実費相当ということで、費用弁償という形でうちは出しています。よそは出していないところもありますが、今回、こうやって非常勤特別職の報酬、また費用弁償を改定させていただくに当たって、別に監査委員さんだから同じ来られるのに偉いから余計かかるとかいうことじゃないから、今回、合わさせていただいたということです。

だからといって、じゃ、ほかのものも全部1,400円にするかということ、今回の趣旨は行革

のときの削減措置を復元するという趣旨なので、それに合わせて、今回、費用弁償、同じ人だから、同じ値段ということで今回合わせさせていただくと御理解いただいたらいいかなと思います。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

すみません、そしたら最後に1つだけ、1,100円になった理由というか、この金額になった理由は何でしょうか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

繰り返しになりますけど、実際、実費相当ということで、個別にどこから来られて幾らということではなくて、費用弁償とおおむね実費相当額ということで決めさせていただいていますし、この1,100円というのは、行革前の1,100円というものがもともとありましたので、先ほど申し上げたように、今回、それを復元するという事なので、1,100円に戻すということになります。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

行革前は、例えば議員とかは違うんじゃないですかね。平成18年に行革されたときに、議員が安いから言っているわけじゃないですよ、そのときに多分、1,800円が900円に、半額になったと思いますけれども、違いますか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

せっかく常任委員会でも御審議いただくということなので、ぜひそこは常任委員会でもまた御質問もいただきたいし、御説明もさせていただきたいと思います。

平成何年何月時点の幾らにという復元の仕方が実はできなくて、いろんな経過で削減をしたり、削減のタイミングが違ったりとかいうことがあるものですから、今回、そこは考え方

を整理させていただいて、ぜひ常任委員会でも説明させるようにしますし、また委員長報告の中でも共有させていただければいいと思います。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

ちょっと今のに関連じゃないんですけど、それこそ行革のときに一律で、どんどん下げられたんですね。今、町長が言われたのも分かります、一律。今回、勉強会の折に私が聞いたのは、報酬審議会に諮らなくていいのかというのを聞きました。その当時で言えば、報酬審議会に諮って、一律というような形になったわけです。

今回、3つでしたか、報酬審議会にかけないといけなのは。その報酬審議会にかけなければいけないやつとの違いを明確にもう一回説明をお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

議案の説明の際にもお話をさせていただいておりますけど、特別職報酬等審議会条例の中に、所掌事項といたしまして、町長は議会の議員の報酬の額及び町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときはあらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとするということでありますので、3役の給料、そして、議員の報酬以外のものということで、特別職審議会のほうにはお諮りをしていないということです。

以上でございます。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

そしたら、3役と議員さん以外については、報酬審議会にかける必要ないという理解でいいですね。

何でこういうことを言うかということ、前の行革のときに報酬審議会にかけないといけないんですよとあって、平成17年のときには、何でもかんでも報酬審議会にかけてから金額を決めたというふうな経緯があるもので、そこら辺がそういう決め方でいいのかという、町長に

は本当に、宮本君に私がこの間、確認したように、あの一覧表にしたもののほとんどは報酬審議会にかけてあると思うんです。説明が報酬審議会にかけましたということだったんですよ、その当時の話でいけば。違うんですかね。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

これは平成17年度から条例改正はあっていないわけでしょう。当時は報酬審議会にかけないといけなかった事項がもっとたくさんあって、今の条例はそうじゃなくなっているわけではないです。だって、今の条例の改正の議案とか上がったことないですよ。

それで、確認はしますけど、少なくとも西原議員の御記憶での何でもかんでも報酬審議会に諮らないといけないと、当時の執行部の皆さん方が言われたと、実際どう言われたかというのは分かりませんが、少なくとも条例そのものは変わっていないものだから、実際かけないといけないのは、今申し上げたものだけです。

ただ、当時何で町長の給与とか、議員の報酬をかけたかという、行革をしないといけないので、全体を下げないといけないという議論があっていたはずですよ。

その中で、全体の行革全体、要は町長の給与を減らします、副町長の給与を減らします、議員さんたちの報酬も減らさないといけません、そのほかにもこんなのをしないといけませんという報告はしているかもしれませんが、ただ、報酬審の中で決めてもらわないといけないことではないと。

例えば、表彰審議会があります。表彰審議会は町の表彰をするのは審議会でかからないといけないわけですよ。ところが、感謝状をやる場合があります。でも、感謝状も審議会にはかけなくていいけれども、今回は町の表彰において皆さん方に承認をいただく表彰のほかに、こういう感謝状をやりますというのは、報告はさせていただいています。

ですから、報酬審にかけないといけないもの、かけなくていいもの、ただ、実際はその中で言及をしたやつ、していないやつというのはあると思います。条例が変わっていない限りそれは変わりません。

そもそも何でさっきの3役と議員の報酬だけは報酬審にかけないといけないかという、我々が手前みそで無制限に上げないようにつくられているんです。公務員の給与は人事院勧告がありますから、そこで上げるにしても下げるにしても、当然、基準が示されますし、そ

れ以外のものはこうやって我々が議会で議決して決めさせてもらいますけれども、俺も上げるから皆さん方も一緒に上げましょうかと提案をして、議会でもそれも議員の報酬も含めて上がるということにならないように、こういう報酬審というまさにチェック機関があるんですよね。本来はそういう趣旨なものですから、基本的にはそれ以外のものはもちろんかける必要がないというか、そういう趣旨の条例なので、かかっていないと思います。

○井上敏文議長

よろしいでしょうか。（「資料をチェックしてください」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方はございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第4 議案第4号

○井上敏文議長

日程第4．議案第4号 江北町行政手続の条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。8番西原議員。

○西原好文議員

これまでと変わったことといえば、インターネットによる公表が今までの掲示板にプラスされたということですけど、どちらとも公表する期間の確認をしたいと思います。公表する期間をもう一回お願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の改正は、不利益処分の名宛人の所在が不明な場合に聴聞等の通知の方法ということで、インターネットによる公表を前提として改正を行うもので、この通知が送達者とみなす

期間ということで、2週間となっております。

以上です。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第5 議案第5号

○井上敏文議長

日程第5. 議案第5号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑の前に、先日の議案説明会の際に土淵議員より質問があつておりました件について、健康福祉課より説明があります。健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

先日、御質問がありました件につきまして、本日追加で資料のほうを提出させていただいておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

軽減措置の対象となる特定世帯と特定継続世帯について御説明をいたします。

同じ世帯の国保加入者が後期高齢者医療制度へ移行し、国保加入者がお一人となった世帯に対し保険料の負担が急激に増えないよう、緩和をするものです。

世帯ごとにかかる医療保険分と後期高齢者支援金分の平等割を、期間に応じて段階的に軽減いたします。

特定世帯は、移行から5年目まで均等割を2分の1軽減いたします。

特定継続世帯は、特定世帯の期間終了後、さらに3年間、平等割を4分の1軽減いたします。合わせて最大8年間の軽減期間を設けることで、単身となった世帯の経済的負担を抑え、制度の円滑な移行を図るためのものでございます。

説明は以上です。

○井上敏文議長

ただいま説明が終わりました。

質疑を求めます。7番池田議員。

○池田和幸議員

これは前に出されたのと金額は一緒なんでしょう。ちょっとその説明がなかったので、前の参考資料に出ている資料と今出された資料の違いはあるのか、数字は一緒みたいだから。

○井上敏文議長

健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

数字に関しましては、変更はありません。先日の御質問が、特定世帯と特定継続世帯がどういったものかといった御質問だったということで、こちらの資料を提出しております。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに質疑のある方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第5号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第6 議案第6号

○井上敏文議長

日程第6．議案第6号 江北町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第6号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第7 議案第7号

○井上敏文議長

日程第7. 議案第7号 江北町幼児教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。8番西原議員。

○西原好文議員

センターの幼稚園の定員がゼロになるということだと思いますけど、施設の活用とすれば、全部、保育園のほうに移行するわけでしょう。何かちょっと園舎をいじくるというようなことは考えていらっしゃいますか、そこら辺があれば。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

今使っている幼稚園の園舎については、用途の変更をしまして、保育園の園舎として活用するようにしております。改修等は特に考えておりません。

○井上敏文議長

ほかに質疑の方ございませんか。6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

幼稚園をなくすことで職員も変わるということはない、職員はそのままということでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

土淵議員の御質問にお答えしたいと思います。

もともと幼児教育センターは保育園児と幼稚園児が同じ部屋で過ごしております。

幼稚園児については、午後2時以降は一時預かりという形でしておりました。職員については、一時預かりの部分で3名、会計任用職員がいらっしゃったんですけど、その部分だけは削減となります。

以上であります。

○井上敏文議長

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

会計年度で2人削減ということですね。それで体制は十分取れるのかどうかということ、それから、以前は幼稚園児と保育園児を幼保教育としていましたよね。その教育の仕方も以前と変わらないということでもいいですか。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

土淵議員の再質問にお答えしたいと思います。

2名ではなくて3名です。

幼保教育の件に関しては、幼稚園教諭と保育士の免許を同時に持っている職員でございますので、保育園のほうで保育士として勤務になります。

以上であります。

○井上敏文議長

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

私の聞き方が悪かったと思いますが、以前、幼保教育をしていましたよね。それはそのまま残るのかどうかという質問をしました。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

幼保教育については、幼稚園部分がなくなりますので、4月からは保育園のみとなります。

以上です。

○井上敏文議長

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

じゃ、幼保教育というのはなくなるということですね。内容もそうですか。特別に幼稚園の教育とそれから年長者を一緒にしていましたよね。それはもうしなくてもいいということでいいんですね。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

土淵議員御指摘のとおり、本来は幼稚園と保育園とは別ものなんですね。簡単にいったら、当初は教育機関と託児所ぐらい違っていたんです。

ところが、御存じのとおり、その中間である認定こども園とか、第3のそういうカテゴリーができたのは、もうそれでも大分以前であります。

江北町は、当時はかなり先進的なことをやってあったわけです。そういう認定こども園みたいなものがない頃から幼稚園と保育園、幼保をちょっと一体的にお預かりしてやるんだというようなことをやっていたので、当時は珍しくて、多分、全国からどうやって幼稚園と保育園を一緒にしているのかな、なるほどねとって、もう本当に視察が絶えたりなかったかどうか知りませんが、というぐらい先進的なことをやっていて、ある意味さばけていたんです。その頃から、ある意味、幼稚園の教育と保育ということじゃなくて、もともと同じようにもうやっていたわけですね。ただ出身が幼稚園部門なのか、保育園部門なのかというだけだったんですけど、だからやっていることはもうずっと変わってありません。

けれども、今回、その幼稚園所属の人たちがもう子供たちがいなくなるということだけなので、施設も変える必要がないし、内容を変える必要がないと。

ただ、一時預かりは逆にもう全部保育園になるものだから要らなくなるということなので、既にそういうように状況の変化が全部起きた上で、今回、手続を取るということなので、基本的には変わらないと思っていただいて結構です。

○井上敏文議長

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

会計年度の職員3名が減るということですよ。その方々の行き先というんですか、再就職については何か考えてはいなかったですか、考えているんですか。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

土淵議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回、幼稚園がなくなることで、一時預かりという部分がなくなりますので、その3名については新たに再度募集をかけるということはしておりません。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今のは、簡単に言えば全部保育所になるものだから、一時預かりじゃなくて全預かりになるということなんです。だから、ほかの子供たちと一緒になのでということなんですけど、土淵議員の御質問は、せっかく今まで人材として3人関わっていただいていたんだから、一時預かりの業務はなくなったとしても、それこそ保育士不足とか、いろんな保育の充実とかいうような観点から、人材の活用ということはないのかという趣旨ですよ、そういう趣旨だそうですよ。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

土淵議員の御質問にお答えしたいと思います。

保育園部分で特別支援員さんとか、そういう業務については募集をかけておりますので、その方たちも応募をされたということは聞き及んでおります。

以上であります。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第8号

○井上敏文議長

日程第8. 議案第8号 江北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

質疑を求めます。6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

これは私がよく分かっていないことなんですけど、この特定乳児というのはどういう概念ですかね。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

土淵議員の御質問にお答えしたいと思います。

保育園に通っていないゼロ歳、6か月から2歳児までを特定乳児ということと呼んでおります。

以上であります。

○井上敏文議長

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

そういう方を支援するということが新しくできたということですかね。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

岸田内閣のときだったですかね、異次元の子育て支援みたいなことで打ち出された中に、誰でも通園制度というのができまして、今回ちょっと正式な名前が少し難しくなって、基準を今回決めるということになったんですけど、ちょっとあえて議案審議のときに言う必要はないかもしれませんが、今回、多久市なんか未満児の保育料無償化に踏み切られましたね。実は、恐らく江北町もこれから次の一手はその辺をしないといけないんじゃないかなと

思います。

というのは、給食費の無償化が今年度、小学生の分3,000万円ほど使わなくて正直よくなったんです。来年になれば中学校の分も使わなくなって。だから、その分を今度子育て支援策をどういうふうにするかとなったときに、御存じのとおり、3歳以上はもう既に幼児教育の保育の無償化になりましたが、実は3歳未満児のところはまだ保育料がかかっているんですよ。多久市さんは正直やるなと思いました。だから、そこにいち早く気づいて、その部分を何か市長の公約に書かれていたそうですけど、無償化にするということで、基本的にはもうゼロ歳からずっと無償化ということを一早く完成をされました。

恐らく江北町も方向性としてはそういう方向性になるんじゃないかと思うんですが、1つ懸念されるのが、待機児童が出る可能性があります。

というのも、幼児教育の無償化をしたことによって、3歳児以上は、今回まさに幼稚園がいなくなったのは、どうせただならば、短時間預けるよりも1日預けたいという、本当はそれがどうかという問題もありますけど、実際そういうふうになりましたものですから、幼稚園の入園申込みというのが激減しました。

恐らく未満児の無償化をやると、今は未就園児がいるからこういうどこでも通園制度みたいなことが生きるんですけど、逆にもう誰でも通園ということになると、結果的にそれほどのこの意味合いがなくなるかなと思っています。

実は多久市だけじゃなくて、今日話をしました小・中学校の空調とか、それとか部活動の地域展開とか、それとか乳幼児の保育料の無償化とか、実はうちは先陣を切っていたのに、ずっとそこに立ち止まっているがために、ちょっとこのところ子育て部門でほかの市町に遅れを取り気味だなと正直少し危機感を持っています。

ですから、もうほかの市町ではそういうことを着々と今進めているものですから、江北町としても決して遅れを取っちゃいけないと思っています。

残念ながら、この当初予算で今申し上げたようなことは入れ切れていませんけれども、それこそ年度途中でも、やはりほかよりも先んじてこういうことをやらないと、せっかく江北町は一定数子供たちがいてくれていますし、合計特殊出生率も佐賀県1位だったんですよ。だから、やはりこのアドバンテージをこれからも維持するためには、ほかにはもちろん遅れを取るどころか、やっぱり先んじていろんな手を打たないといけないと思います。

だから、今回制度としてはつくりますけれども、将来的にはそういうふうにゼロ歳から未

就園児というものがだんだんいなくなれば、制度的な意味合いというのは少し薄れていくかなと思っています。

○井上敏文議長

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

これが国が進めている政策ですよ。まだこれは具体化はしていないということですよ。（「しています」と呼ぶ者あり）しているのでしょうか。（発言する者あり）今年度とかです。だから、国が財政的にも支援するということですよ、分かりました。

○井上敏文議長

ほかに質疑、どなたかありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第9 議案第9号

○井上敏文議長

日程第9．議案第9号 社会教育施設等の設置及び管理に関する関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

こども教育課長に再度確認、この間の施設の会議のときに、いろいろ意見が出ていましたけど、確認の意味を含めて質問いたしますけど、他町の子供たちがうちの町でスポーツをされている、その割合とすれば、3分の2以上が町内の方であれば町内の利用者というようなことでしたけど、ある競技の方から、中学校は江北で出ているということで、それでもというような質問が出ておりましたけど、課長はきっぱりと、いや、それはもう今から先は認められませんというような答弁をされておりました。

今までがあまりに曖昧にやっていたんですけど、中体連でいくらうちの町の名前を使って出ている、そういった使用料については減免の対象じゃないというような考えでいかれるのか、そこら辺をはっきり議会の中でお示し願えればと思いますけど。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の新しいルールについては、町内利用者団体については、団体の場合はその登録人数の3分の2以上が町民、もしくは町内勤務者となっておりますので、そちらで判断をしたいと思います。

以上であります。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

再確認の意味でもこの間、勉強会の折にもちょっと聞きましたけど、内規についての徹底というのは、新しくそういった施設の受付等をされるネイブルの職員さんあたりには、今後そういった指導あたりをいつ頃計画されるものなのか、そこら辺がはっきりしておかないと、もう新年度スタートしたときにばたばたするんじゃないかなというような感じがするんですけど、そこら辺の計画を教えてくださいたいと思います。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

内規につきましては、ネイブルのほうで町内の社会教育施設の予約をやってもらっていますので、3月の下旬までにはきちんと引継ぎを教育委員会のほうで行いたいと思います。

以上であります。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、前も言いましたけど、特にネイブルの指定管理者が変わるというのは、江北町の歴

史においても、実はとても大きなことだと思っています。

これまで指定管理を担っていただいた会社にも心からお礼を申し上げますし、これから新しく担う会社にも期待をしているところですが、ただ、この指定管理者が変わるというだけではなくて、我々役所の関わり方というのが実は今までは少しおろそかだったんじゃないかなと思います。

任せていたものだから現場のほうで判断してしまったりとか、こっち側の事務局のほうもきちんとした確信なく、場当たりの対応をしていた、そういう曖昧な取扱いがずっと積み重なって、町民の皆さんに御不便をかけたり、御不満が蓄積してきたんだと思います。

今も、実は館長さんも毎朝かな、一応、教育委員会に来て、日報みたいなものはしてもらっていますが、それだけじゃなくて、今日何かでも言いましたね、定期的に、例えば月1回とか、私は週1回でもいいですけど、それぞれの関係者が顔を突き合わせて、ミーティングというんですか、情報共有とか、そういうことをやっていくということにしないと、指定管理は出していますけど、もともと町の施設だからですね。やっぱり嫁に出した娘がずっと帰ってこないということじゃなくて、やっぱり定期的に行き来するということだと思いますから、ぜひそういうこともしてもらいたいということは教育委員会にも言っています。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

よろしいですか。ほかに質疑の方はありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第10 議案第10号

○井上敏文議長

日程第10. 議案第10号 佐賀のへそ・ふれあい交流センター及び江北町保健センターの使用料に関する条例及び江北町さわやかスポーツセンター設置条例の一部を改正する条例を議

題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

私もさわやかスポーツセンターを利用させていただいておるものですから、ちょっと気になっているのは、クーラーの設置が冬場でしたよね。暑い夏というのは、全然クーラーを動かしたこともないし、今度、新たにクーラーが稼働するというのは、一番暑い時期だと思うんですよ。

5時からあのさわやかの中に入ってもらったら分かると思うんですけど、これはネイブルも一緒と思います。熱気むんむんした中でクーラーをいざスタートされて、どの程度で温度が下がるものなのかというような実験だとか、そういったのをまずしてもらいたいというのが一つと、さわやかについてですけど、ネイブルはカーテンがあります。さわやか鉄の格子がついているものですから、そういったカーテン等の設置は今できておりません。

ただ、できていないがゆえに、クーラーをつけて、あの陽が照っている中で、どの程度温度が下がるものなのかというようなことで、お試し期間じゃないですけど、できれば暑い時期に職員さんでその現場に入ってください、何時間ぐらいで温度が下がるものなのかお試しをしてもらいたい。そうしないと、いざ利用者がお金を投入してスタートしたものの、30分たっても温度が下がらなかったじゃ、やっぱり最初の30分使われるクラブというのは、相当嫌な思いをされると思うので、そこら辺は暑い時期に一度お試しをしてもらって検証してもらいたいと思いますけど。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

当然、試運転をして、今御質問いただいたようなこともシミュレーションをしないといけませんね。

ただ、ちょっと気をつけないといけないというか、あくまでも今回、スタートは避難所の空調ということなものですから、避難所として空調を使うときには、恐らく事前に入れておくとか、町でやりますからですね。

ただ、今度それを教育委員会が貸し出すというときに、今言われたように、5時から体育館を使うのに、5時から入れていたら練習が終わるころまでに冷えないというようなときに

どうするのかというのは、その試運転はぜひ教育委員会も注目してもらって、そこは取扱いは多分考えないといけないのではないかなと思います。どっちにしても試運転というのはやります。

もう一つ、これはもう前から言っていますけど、きんきんに冷えるようなことはないですから、これはもう生き死にに関わることを空調入れさせていただいていますので、何か風呂上がりにビールを1杯飲むみたいなきんきんな感じじゃなくて、そういう一定温度を下げるということは是非御理解いただかないと、性能が悪いわけでも何でもなくて、もともとそういう施設になっていないので、そこはぜひ御理解いただきたいと思います。試運転はします。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

これは、こども教育課のほうにお尋ねなんですけど、警戒アラートというのが今温度を設定されております。クーラーを入れました、これが2度か3度下がれば警戒アラートから外れるんですよね。その時点で、温度が下がった時点でスポーツを開催できるものなのか、そこら辺の指導要綱というか、そういったのは、ちゃんと今回もつくっておいてもらわないと、前、坂元君に何回となく今日は警戒アラートが出ているけど、どうですかとか、毎回毎回聞かないといけないことがあったんですよね。

そういったことで、もしよければ、クーラーを利用されるスポーツの種目の方に、警戒アラートより下がれば利用可能ですよというようなことができれば助かるなと思いますけど、そこら辺の検討はぜひ、統一はできないにしても、そういったことを決めていてもらえば助かるということです。

私は安全安心係に聞いて、今日は警戒アラートが出ているけれども、今何度ねと聞くわけです。今何度です、今日は駄目ですとか、先の時間が読めるから、例えば5時からは何度になりますよ、6時頃何度になりますよというようなことで、今日はもう練習できないねというような判断するわけです。それを基に、こども教育課に、今日は警戒アラートが出ているから駄目だよねとか、これはぎりぎりだからどうだろうとかか相談をして、していたわけです。だから、そこら辺の線引きというか、それを今度、施設を利用される方に警戒アラートが出ているけどクーラーを設置して、警戒アラートから外れれば運動可能ですよというような

規約をつくっていてもらえばできるんじゃないかなと思うので、そこら辺はどうですか。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

昨年は暑さ指数を超えていた場合は、部活動は中止してくださいという取扱いにしていたと思います。仮にその暑さ指数を下回るように、冷暖房の設備を使用されて暑さが下がったということであれば、可能だと思いますので、その辺は庁舎の会議等の中できちんとルールを決めて周知をしたいと思います。

以上であります。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

今そういった施設には全部町のほうから計測器を配布してもらっています。できれば、そういった指導要綱あたりをその計器のところに貼ったら、保護者の方も理解されるし、ほかの指導者も理解できると思うので、よければそういった文言を明記した文章でも計器のところに設置してもらえればなと思いますけど、そこら辺はどうでしょうか。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

庁舎内でルールを決めて、そのルールができれば、各施設に掲示はしたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

ほかに質疑の方。1番酒井議員。

○酒井明子議員

すみません、関連で、視察のときにはちょっと気づけなかったんですけども、室外機の場所がちょっと気になっておりまして、室外機から一番近いお宅があります。そちらにどの程度の、試運転されたときに、その確認もしていただけないかなと思っていまして。

峰組さんにちょうどお会いしたときに、まあまあ室外機の音がするとおっしゃったんですよ。なので、どのくらいの音がするのが、試運転してみないと分からないとおっしゃって、やはりその室外機のほうが御迷惑にかからない程度かどうか、確認をしていただきたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

酒井議員の御質問にお答えしたいと思います。

ちょっとまだ試運転ができていないので、どれぐらいのというのは分からないんですけども、今度試運転をするようなことで予定はしておりますので、その際に確認をしたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

よろしいでしょうか。2番古賀議員。

○古賀里美議員

すみません、先ほどの西原議員の質問の関連なんですけど、警戒アラートが出た場合にさわやかはついているので、活動ができますよね。例えば、一応、避難所にはなっているんですけど、トレーニングセンターはクーラーがついていません。警戒アラートが出たときは、やっぱりできなくなりますよね。そしたら、さわやかのところは、ぎりぎり二、三度下がったので、部活できます。でも、トレーニングセンターのほうはできませんとなった場合、じゃ、半分使わせていただけるとかいうのは、そちら双方の話し合いになるんでしょうか。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

古賀議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回、ルールをつくって、町内の団体、それと町外の団体については、予約時期を町内については3か月前から、町外については2か月前からというルールをつくっておりますので、そちらのほうで予約をしていただきたいと思います。

それと、そのときに空いている、空いていないは確認していただいて、片面利用、全面利

用というところで、ちゃんと予約ができていますので、半面利用されている場合は、反面は利用できるということになります。

以上でございます。

○井上敏文議長

2番古賀議員。

○古賀里美議員

いや、予約は分かるんですけど、警戒アラートが出た場合のことです。

今日警戒アラートが出ました、さわやかも結構下のほうから反射で暑い、38度とかなる場合、こっちは部活停止だけど、さわやかはできているということになりますよね。その場合、どんな対応されるおつもりでしょうか。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

古賀議員の御質問にお答えしたいと思います。

剣道部のほうが全面予約をされていて冷暖房を使われている場合には、半面空きがありませんので、そちらのほうは剣道部の利用になるというふうになります。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今、古賀議員がお尋ねなのは、通常は、さわやかスポーツセンターは使っていないと。けれども、警戒アラートが出たので、これだったら、さわやかスポーツセンターだったら代替でできるんじゃないかといったときにどうなるんだという御質問ですよ、そうですね、だそうです。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

さわやかスポーツセンターが空いている場合は、代替で利用してもらって結構だと思います。

以上です。

○井上敏文議長

2番古賀議員。

○古賀里美議員

いや、空いていない場合は、今日は剣道部はやっているのに、ほかの部活はクーラーがついてないし、警戒アラートが出ているから中止ですと教育委員会から言われれば、子供たちを預かっているところは皆さんお休みにされるわけですよ。そこら辺の決め事というのはまだされてないですか。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

お答えしたいと思います。

そこについては、剣道部が全面利用されているということであれば、そこは予約をきちんとされて使われている状態ですので、そちらについては剣道部のほうが優先で利用していただくことになると思います。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

恐らくもうこれからはちょっとそういうことを想定して、あらかじめ夏はもう暑いと、熱中症警戒アラートが多分出るぞということを前提にして、本当に申し訳ないんですけど、やっぱり活動拠点をもうここに変えていたほうがいいよねとか、もちろんほかにも使われるところがあるから、そこはやっぱり話して、事前協議をして、毎週こことここと、こことこことすみ分けしましょうとか、逆にそれこそ半分とか、やっぱり多分、その場になってというのは、なかなか実際は難しいと思うんですよ。

だから、結局今の話でいけば、ルールでいって、もう全部埋まっていなければいいですけど、でも大体埋まるからですね。だから、この間何か説明会があったように聞いていますが、そのときも多分どういうところが使うかというのが分かるから、やっぱりそこは冷静に落ちついて、お互いさまで話し合いをして、みんなで使っていこうと。だから、今回いろいろなるべく限られた施設を有効活用しようということで、ルールの見直しもしたものですね。

ただ、そもそも熱中症警戒アラートというのはどこを対象にということではなくて、うち

の近くでいけば白石地区で熱中症警戒アラートが出るわけですね。

ただ、その出たときの社会体育活動がどういう制約を受けるのかということは、もう一度確認をしないと、もちろん屋外は当然駄目でしょうけど、屋内だったらどうかとか、多分、その上で活動をどうするかという話にならないと、熱中症警戒アラートが出ているけれども、あそこは空調が入っているから、それでも屋内だったらできるよねということなのか、もう熱中症警戒アラートが出ているということであれば、屋外、屋内かかわらず、そういう活動は中止ということなのかですね。それが多分、ルールが前提にあつての運用ということであれば、私はどちらかという、別に剣道がとか、空手がとは言っていらっしゃらなくて、いろんな想定をされている中で言うなら、やっぱりそういう利用団体であらかじめうまく話をするとか、そういうリスクを考えれば、拠点を考え直したほうがいいんじゃないかなと私は思います。

○井上敏文議長

よろしいですか。8番西原議員。

○西原好文議員

簡単に答弁していたら駄目なんですよ。

町長、古賀議員が今聞かれているスポーツセンター、年間利用者1万7,000人ですよ。ここをもう数年後には廃止するとなったときに、こども教育課の職員さんは、いろんなところに振り分ければ大丈夫だというふうなことを言われていますけど、夏場のあれでさえ今審議、論議されている。絶対無理だと私は思います。

何でかという、今度、小学校、中学校はクーラーが入っていないから、バスケット、バレーがネイブルを夏場に競って使う時期が来ると思うんです。それはお金を払ってでもしたいという部活はね。ただ、クーラーが入ったら、小学校はまず無理です。バレー、バスケットがもう大体ずっと予約していますから。ほかの部活が入る余地がないんです。何でかといったら、バスケットもバレーも半面ずるっと使うから、基本4分の1使ってるスポーツじゃないからね。そこが、課長たちが大丈夫かなというところです。小学校とか中学校に振り分けてと言われましたが、スポーツの形態とすれば、バスケット、バレーは、1面ずるっと使ってるスポーツなんです。それを4分の1ずつ使っているところなんか普通ないでしょう。

私たちも今度、工事のためにネイブルを借りた時期もありました。ネイブルが半分、工事

されたから。小学校も使わせてもらったんですけど、球技用のスポーツが入っていたら、ほかはなかなかできないんですよ、ボールが来たりなんかしてですね。ですから、そこら辺も考えて、ずっと今から調整をされると思うんですけど、私はごめんなさい、スポーツセンターの1万7,000人の利用者を振り分けて、町内のあとの施設で賄うという計画はまず無理だと思います。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

すみません、簡単には考えておりません。

それと、もう一つ言うなら、1万7,000人も分析をさせていただきました。本当に我々が代替を、町が準備しないといけない団体かどうかというのも確認をさせていただきました。

その中で、町内と町外ということも切り分けて、我々が町内優先と言っているというのは、たまたまと言ったらいけませんが、江北町の人がメンバーにいらっしゃるとか、江北町を拠点にしようということであるけれども、実際、中身が必ずしも町内の方たちばかりじゃなければ、それは我々が1万7,000人全てをほかに振り分けないといけないというふうには思っていないです。そこはぜひお間違えないようにしていただきたいということなんです。

利用者全部が1万7,000人なんでしょう。だけど、その中には、要は町外の方の町外団体なんかも含まれているんですよ。だから、その方たちまで、わざわざほかのところに振り分けるということにはならないですよということなんです。

だから、その中で実際、町民の方で使われていたり、いわゆるさっきの町民優先、我々が優先して使っていただくべき人たちの分は、振り分けたり、調整したり、枠を決めさせていただくことで対応させていただきたいということなんです。

だから、1万7,000人は多分入らないと思います。ただ、もともと1万7,000人全部を振り分けるというふうには思っておりません。

それともう一つですけど、ちょっとこれは議会中継入っていないですよ。入っていないから言いますが、例えばソフトテニスなんかは、部活が終わった後に、また夜でも練習しているんですよ。部活した後ですよ。

でも、今は子供たちの健全育成とか、例えば学業との両立とかということで、やっぱり今は部活でも毎週水曜日が休みですよ。1日何時間、週末も何時間とかいう目安かもしれま

せんけど、子供たちにむやみに、毎日朝から晩まで、そこまではないかもしれないですけど、やっぱりそういうことをさせないようにしているんですけど、この間聞いたら、ソフトテニス部は部活の終わった後でしょう、夜間練習ということで、そのまま子供たちは夜まで練習しているんですよ。

だから、そういうふうにさせてあげたいから、させたいから、もっと言うなら自分はしたいから、教えたいたからとは言えませんが、それでやっぱりさせるということも、今回はそういうルールもきちんと徹底させないと、させたい放題、したい放題では、それまで全部を面倒見てとはならないので、まさに西原議員がおっしゃったように、ルールを決めただけじゃなくて、その運用をきちんとすると。それを我々は指定管理という制度を入れているばかりに、今まで他人事になっていたんじゃないかなと。だから、きちんとそれは事務局として、江北町の健全育成とか教育とか、いろんな社会活動を振興するという役目があるわけですから、そういう運用も含めてやらないといけません。

そういう中で、町内の皆さん方について言えば、融通したり調整したりすれば、そこで賄えるということだったので、今回、こういう見直しをしているということなんです。

○井上敏文議長

よろしいですか。ほかに質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第10号は常任委員会に付託することに決しました。

ここで、午後からの審議時間が1時間半も経過しております。ここで休憩を入れたいと思います。

暫時休憩します。再開15時。

午後2時47分 休憩

午後3時 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

日程第11 議案第11号

○井上敏文議長

日程第11. 議案第11号 江北町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

一般質問でも過疎計画のことについて質問をしましたが、言い足らなかった分を補足して聞きたいと思います。

議員例会の折に、私が執行部から今回過疎が出ますよと言ったのを説明会をする必要があるんじゃないかと言って、その後にパブリックコメントで町民の皆さん方の意見を聞きますということでした。私もそのパブリックコメントというのがぴんどこないで、議員例会の終わった後にまた説明会があるだろうと思っていたら、いやいや、パブリックコメントというのは一応町のほうで公表して皆さん方の意見を聞くことですよということでしたので、ああ、このまま説明会がないのかと思って残念でならなかったです。

何でこういうことを言うかということ、まず1点目、新人議員はこの過疎計画自体に携わっていらっしゃらないというのが1点目。何でかと言ったら、これは令和3年にやっています。その後に新人議員は選挙で立候補され当選されております。で、この過疎計画自体に一回も携わっていらっしゃらない。

もう一点目なんですけど、これは前回の過疎計画のときに、これは令和3年8月16日に総務政策課から出された資料を読ませていただくと、スケジュールでいいますと、議員個別説明会は8月16日だそうです。個別訪問で御説明するところを予定していましたが、大雨災害対応の関係で、ファクス、またはメールで説明資料を送付させていただきますとなっております。すなわちそのときも説明会はあっていない。その8月11日から8月31日までにパブリックコメントということで前回も実施されている。ただ、残念なことに今回パブリックコメントはゼロでしたというようなことで課長代理から説明を受けました。で、8月20日に議員例会で説明をされております。議員例会というのは、今回も議員例会で議案の説明をされましたけど、御覧のとおり、質問あたりは全然出ていない。

ですから、私はこの過疎計画についての説明会の時間を設けたらどうですかというような

ことを言ったんです。何でかという、私は平成11年に初当選して、その次の年にこの過疎計画が始まりました。で、平成11年に何があったかという、町民アンケートを最初取られているんです、課長。それを基に過疎計画は立てられている。ですから、その町民アンケート、町民の意見を踏まえた上で人口の調査とかなんとかもされた上で過疎計画を立てられているものですから、私たちは過疎計画というのは物すごい重大な計画だろうなと思い込んでいたんです。

最近になって、町長が、中期財政計画のことも聞いてがっかりするような答弁でした。私たちは、中期財政計画というのがあなたたち執行部が出す6年間の財政の計画ですよ、その基になる計画ですから、それをしっかり議員、勉強しておいてくださいという指導をずっと受けてきました。この計画も一緒なんです。過疎計画、これに載せていないと、過疎債の活用のときに使えませんよというような説明を受けていたので、その説明すら今回あっていません。

ですから、できれば、事項別説明みたいな説明はしなくていいにしても、新しく事業を取り組まれる分についてぐらいは説明があってもよかったんじゃないかなと残念でならない。

それと、もう一点言わせていただくと、町長がこの事業については済んだ分については削除をずっとされています。ずっと載っているやつがあるんですよ。だから、私も今回過疎のこの資料をずっと目を通させていただいたんですけど、確かに道路については改良されたところについてはだんだん減ってきています。ただ、小・中学校の改修だとかというのは数年前からずっとのっています。

今回もう一点聞きたいのは、小・中学校の空調を、町長、今度は赤書きで新しい過疎に上げられているんですよ。町長も御存じのとおり、太良なんかは当初予算に空調の設計予算も上げられております。

これはまた教育長にお伺いしたいんですけど、昨年12月の議会の県の教育長の答弁で、体育館の空調、市町との意見交換を年明けにでも開催したいということだったんですけど、この空調についての県の教育長との意見交換は開催されたものなのか。これは小・中学校の体育館のことですよ。新しい女性の教育長ですね、甲斐さんかな、教育長が、体育館の空調、市町との意見交換会を年明けに実施をしたいというようなことを昨年の12月議会で言われているんです。ですから、その空調の協議、県との意見交換あたりは開催されましたかというのが1点。

それと、町長にもう一点お伺いしますけど、一般質問でも聞きました。公共施設等の総合管理計画、これはどの項目にでも載っておりますけど、その総合管理計画について町長と担当課長あたりの協議というのはどの程度開催されているものなのか、そこら辺が分かればお願いしたいなと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

過疎地域であるということとか、その指定を受けているということとか、その指定を受けることによって漏れなくついてくるこの過疎計画を策定することとか、また、その策定の意味とか、策定をしたことによる我々の受けられる恩恵というか、そういうことについていえば、以前に比べれば相対的にその意味合いというのは薄れてきましたよねということは、だから、軽視しているわけではなくてということは今回一般質問の中でも申し上げたとおりであります。

それこそ平成11年度が初当選なさったんですかね、ちょうどネイブルの頃ですね。やっぱりその頃は、調べると10億円とか使っていたんですよ、使えていたんですよ。特にその頃はそういう大型事業には特別の枠があって、いつもは2億円ぐらいでも、そういう特枠というのがあって、大型事業のときには特別に余計使えていましたが、今はそれすらなくなってしまって、そういう大型事業をやるときの打ち出の小づちにもなっていないということなんです。

今回、空調なんかも入れているのも、もちろん過疎でやってもいいんですが、前回御紹介したような緊防債、全く同じ割合なんですよね。それだったら、過疎は比較的自由度が高い、うちが何に使うかというのを書いてればいいからですね。でも、緊防債というやっぱり緊防債が使える事業というのは限られているので、可能ならばそういうものは緊防債のほうを使ったほうがいいよねと。

ただ、緊防債も毎年毎年更新されていて、実は来年度以降が不透明という状況だったんです。だから、もし緊防債が使えなくても、場合によっては過疎債を使う可能性があるよねということで、言ったように、使う可能性があるものとはにかく何でも入れておく必要があるということで、今回入れさせていただいたということなんですよね。

それとあと、私は施設の話をするればいいですか、施設の話でいけば、公共施設の管理計画

を持っていないと、例えば、公共施設の再編のためのこれもまた起債事業があるんですよね、統合債かな、そういうのが使えないとかということがあります。

ですから、そういう意味では、計画の意味合いが少し変わってきているかもしれません。これも一般質問の中で御紹介したように、計画を持っておかないと、この起債が使えないとかというのが結構あるんですよ。この補助をもらうためには計画をつくる必要があるとか、それで、国が地方を締めつけているというような批判的な記事がありましたけど。

ですから、ただ、この公共施設管理計画というのは、今ある資産をいかにランニングを平準化するかという視点では一定有効だと思います。けれども、実際これをなくすかどうかとかというのは、これはやはり町できっちり判断をしていく必要があるし、逆に廃止するとなった途端、この計画からは外れていくわけですから。ですから、公共施設管理計画についてどのぐらい打合せをしているかという意味でいけば、管理計画そのものの打合せをしているというよりも、今回施設をやっぱりどういうふうにするのかということの目鼻をつけておかないと、実際この平準化をするときに何をに入れるかというのが変わってくるもんだからですね。

だから、今回、冒頭の所信表明でも言いましたとおり、やはり令和8年度に早く決める必要があるのは、恐らく10年以上は江北町の資産としてどれだけのものをこれから維持していくかということを決めないと、それこそ中期財政計画にも実は影響するわけです、これからのシミュレーションを立てるときにです。

ですから、計画そのものよりもやはり今からの施設の再編をどうするかということを決めないと、計画そのものがやはり現実味の高い計画にならないと理解をしています。

以上です。

さっきの何だったですかね。教育委員会に聞く必要があったですね。（「学校の空調」と呼ぶ者あり）。

○井上敏文議長

牟田教育長。

○教育長（牟田久俊）

西原議員の空調に関する意見交換についてお答えしたいと思います。

1月に入って人事関係の県教委と地教委の話合いはありましたけれども、空調に特化した意見交換会はまだあっておりません。

以上です。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

だから、あんまり県の教育長さんが音頭を取って意見交換がありますからとか待っていてはいけないんじゃないかなと私は思うんです。じゃ、ほかの市町も県の教育長さんが音頭を取って意見交換会があるからといってどこも予算を上げていないならですけども、やっぱり今まさにお隣の町でも、仲間であるけれども、競争相手なんですよ。だから、いろいろ言っているうちに、しれっと言うといけないけれども、実はほかの市町は結構小・中学校の体育館の空調の設計を入れたりとか、工事を入れたりとかしているから、あんまり我々もお人よしにやってはいけないと思っていますし、やっていない理由をそういうところに見つけてもいけないと思います。

もちろん教育関係、同じ専門職で仲よく協調してやっていいんですけど、でも、実際問題として、今回どこも上がっていないならいいですよ、県の教育長主催の空調に関する調整会議が開かれなかったからどこの市町も上がっていないというなら分からんんじゃないけれども、よそは上げているからですね。

だから、もちろんそういうことも大事ですけど、それはそれとして、町としてやっぱり早くする必要があるよねと、だから、今回から入れようねということをやっていないと、今日、義務教育学校の話もありましたけれども、せっかくまた動かし始めようとしている義務教育学校の検討をまた止めて、やれ、空調だ、部活のあれだ、施設の利用の話だとかいうふうになると、なかなか一気通貫で進まないんですよ。

でも、こういうことは本来組織の責務なんだと思うんです。義務教育学校をするかどうかというのは政策的なところがあるかもしれませんが、そもそもその組織、教育委員会があるということは、この空調をどうするかとか利用をどうするかというのは、町長が誰であれ、教育長が誰であれ、住民の皆さんがどう思おうが、本来する必要があることだと思うんですよ。それが今までできていなかったから、義務教育学校も1回止めたんですけど、この調子だと、せっかく私は動かすと言っているのに、また止める必要があるんじゃないかなという非常に危機感を持っているところです。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

町長の所信表明じゃないけど、あのときに町長が空調のネイブルとさわやかスポーツセンターについては防災のほうでやりましたと。ただ、小・中学校の空調については学校教育のほうの意向という文言を使われてですね。確かに小・中学校というのは教育施設ですから、教育部局が先頭立って事業に取り組む必要があると私は思うので、そこら辺は防災だろうが、何だろうが、やっぱり子供たちのことを考えた動きとすれば、やっぱりこども教育課が動いて先頭立って空調に取り組むべきだと私は思います。

ですから、さっき町長が言ったように、ぜひそこら辺のアンテナを張り巡らせておいて、太良なんかは当初予算で中学校の2校について空調の工事をやるというような当初予算の打ち出しをされていたので、ぜひうちの町も太良に負けないように。太良には結構追い越されています。带状疱疹もそうですし、給食費無償化もそうだったですよ。ですから、町長がうちが1番かと言ったときには、太良が先を越してやっていますので、今回も当初予算で太良が載っていたことで、町長があらっと思ったかなと思って新聞を読んでおりましたけど、そこら辺はよその町がどうのこうのじゃないんですけど、うちの町は子育てに力を入れていますよというのであれば、よその町に後れを取らない程度の事業をぜひ計画してもらいたいと思いますけど。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

実はおっしゃるとおり、太良はそれこそ消滅可能都市のように言われて、町長さんも大分お腹立ちだったですけども、でも、やっぱりこういう機動性というかな、人口が少ないだけというか、逆に言うと、人口が減っているからこそ、やっぱり非常にそういう危機感を持っておられます。だから、ある意味、見境なくとは言わないけれども、できることは何でもやろうと町長も思っておられるものですから、まさにおっしゃるとおり、我々は一番手じゃなくて二番手なんですよね。だから、带状疱疹もそうです。太良がやってすごいなと思ってやらせてもらいました。

空調も、今思えば、正直どこからやってもよかったといえばよかったわけですよ。もちろん子供たちがいるんだったら、小・中学校からやったほうが一挙両得だという考え方も実は

なくはなかったんです。ただ、あの当時はまだ教育委員会としても認識が体育館まではということだったので、いや、いいですということだったので、それだったら、避難所として一番使っているネイブルと、それと、さわやかスポーツセンターを次はやろうということだったんですよ。

ただ、今この期に及んでは、1番どころか、後れを取らないように一生懸命ついていかないと、私が言ったように、今、県の公立学校施設整備促進期成会で、ザ・ど真ん中の期成会の会長に私はなっているんです。それなのに、ほかの市町のはどんどんして、江北町が後れを取っているということだと、本当に会長をしていていいのかなと思うし、それだったら、会長特権があるんだったら、順番待ちを先にでもさせてもらってでもやらせてもらいたいなというふうに思います。

正直、今回の議会で申し上げたような幾つかはやはり後れを取っています。だから、早く追いつかないといけないと思っています。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。7番池田議員。

○池田和幸議員

これは常任委員会を出してもらってもいいんですけども、過疎措置法の条件、前は人口の減少が昭和35年から平成27年までの分で、今回、55年間でどのくらい減ったかということで基準になっていると思うんですよ。その辺を分かりやすく常任委員会で説明してもらってもいいでしょうか。ここで言うと、いろいろまた長くなりますので。

結局、40%以上人口が減少するというところで、令和13年3月31日までの立法期限になっていると思います。その辺のこともあって、まず、基本的なことをできれば出していただきたいと思います。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の御質問にお答えします。

常任委員会のほうでお答えをさせていただきたいと思います。（「資料持ってきてね」と呼ぶ者あり）はい。基本的な資料ということでよろしいですか。（「これにあなたたちが出したのが載っていないから、そういうのは」と呼ぶ者あり）はい、承知いたしました。

○井上敏文議長

ほかにございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第11号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第12 議案第12号

○井上敏文議長

日程第12. 議案第12号 ネイブル空調設備設置工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第12号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第13 議案第13号

○井上敏文議長

日程第13. 議案第13号 町道花祭村内線道路災害復旧工事に関する契約の締結についてを議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

指名委員会の委員長は副町長が委員長ですよね。(「はい」と呼ぶ者あり)副町長にお尋ねなんですけど、説明会の折、私が担当課のほうに聞きました。今回、専門ということも

あったんでしょうけど、入札に参加された業者が1名というようなことで、金額からして5億1,300万円の金額を2者の合同建設共同企業体で1者が入札に参加されたということでしたけど、指名委員会の折に、県内の事業者でどの程度該当する業者がここ以外にあったものなのか分ければですね。参加資格、資格で分からないかな。（発言する者あり）そうね。それなら、後でもいいです。

何でかという、今仕事がない時期ですから、やっぱりこれだけの金額をいろんな業者が手を挙げられるかなと思ってはいたんですけど、残念じゃないんですけど、蓋を開けてみると、1者だけの参加ということでしたので、そこら辺で指名委員会の委員長である副町長は御存じであればと思ったんですけど。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山下副町長。

○副町長（山下宗人）

お答えいたします。

すみません、今手元のほうに資料を持っておりませんので、委員会の中で資料として出させていただきます。（「よろしくをお願いします」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに質疑ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第13号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第14 議案第14号

○井上敏文議長

日程第14. 議案第14号 財産の無償貸付についてを議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

老人福祉センターの前の施設を今なのはなに無償貸付けされているということでした。ただ、地域づくり課の課長にお伺いしますけど、建物自体が併設しているなのはなじじゃなくて、加工所の利用については今されているのでしょうか。いや、この間、議運の中で今は使っていないんじゃないですかねというような意見が出たんですけど、そこら辺が分かればお願いいたします。建物自体は一体化になっているものですから、そこら辺が分かれば。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

西原議員の御質問にお答えします。

農産加工所の使用があっているのかということであると思いますが、使用はゆうきの里「だいちの家」運営協議会のほうに貸付けを行っております。使用料が年額20万6,600円。用途は「だいちの家」で販売するみそ、漬物の製造が行われているということであります。（「それじゃ、それではいいです」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第14号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第15 議案第15号

○井上敏文議長

日程第15. 議案第15号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

質疑を求めます。7番池田議員。

○池田和幸議員

そしたら、事業説明の3ページですね。カントリーエレベーターの件ですけれども、この事業目的・概要の中に、2行目ですか、「運営は杵島東部カントリー利用組合が行っている。」とあります。今回、この補正額に関しては、国、県ということでなっていますが、うちから出している負担金とかいうのはこの杵島東部カントリー利用組合に負担金とかは出されているのか、伺いたいと思います。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

池田議員の御質問にお答えします。

この事業につきましては、負担割合の概要のところに書いておりますけれども、国が58.3%、県が8.3%、事業主体が33.4%で総事業費を賄うということで、町の負担はないということであります。（「ごめん、俺の言い方が悪かった」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

すみません。それは私も分かります。そうじゃなくて、この杵島東部カントリー利用組合に対してうちからの負担金とか出されているのでしょうか。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

池田議員の御質問にお答えします。

カントリーエレベーターの利用組合に対しては、負担金等は出しておりません。カントリーの組合員さんの賦課金等で運営されているということでありまして。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

事項別明細書の67ページに空き家等の適正管理事業で、今回も500万円の△とその下の319万4千円の△。毎年ですよ。田村議員が質問されていて、町長も田村議員のことを一生懸

命そうやって取り組んでおられますねと言ったものの、町のこの結果を見ると、毎年同じ予算を組まれ、同じ金額ぐらゐの△が出ていることについて1点説明をお願いいたします。

それともう一点目、次の69ページに備品、今回備蓄品が載っていましたが、これだけの備蓄品というか、今回いろんな器具あたりも準備されるようにしていますけど、この保管場所について説明をお願いいたします。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

1問目は私がお答えします。

結論的にいけば、やっぱり今空き家も難しいケースだけが残ってきているということだと思います。以前は大体所有者の方もはっきりしていて、所有者の方も崩す必要があると思っただけあるけど、なかなか先立つものがということの中で補助金を使ってもらうのが一つの呼び水になったし、逆に補助金を使ってもらうために特定空家に認定していたという逆の手続きみたいなことがあって、それでも進んでいたんですけど、やはり今から先のやつは、まさに1つなくすのにも、言ってみれば、あと応用問題が残っているという感じなもので、なかなかこれを使ってというところまではいけていないということではありますが、だからこそ、これからの分こそ、やっぱりちゃんと除去をしていく必要があるということなので、4月からはもちろんねじも巻き直しますが、少し我々執行側も専任というか独任官というか、例えば、武富参事は、水道料金の改定と、あと、ごみの収集体制の見直しは、まさにそのプロジェクトリーダーとして今回やってくれました。町政全体を見渡してもそういうのが幾つかあるんですよ。そういう意味では、例えば、空き家対策担当参事みたいな形とかして、言ってみれば、田村議員とだけとは言いませんが、二人三脚でやるような、やっぱり町中のキーマンみたいなことも設定していく必要があるということは副町長とも話していました。今しますとまでは言いませんがですね。

ただ、いずれにしても、そういう難しいケースが残っているということの結果だと御理解いただければいいと思います。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の御質問にお答えします。

備蓄品の保管場所ということで（「そう、そう」と呼ぶ者あり）はい。それぞれ簡易トイレとか簡易ベッドとかを購入する予定としておりますけれども、防災広場、ネイブル、さわやかスポーツセンター、あと、小・中学校のほうにも保管をするような形でしたいと今考えております。さわやかスポーツセンターにおいては今後避難所として開設する回数も増えてくるかと思いますので、備蓄倉庫を整備して、そちらのほうにも保管をするというようなことで考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

まず、1点目から。

町長、令和8年度でいえば、空き家対策の委員さんは1人減っています。5人から4名、今年ね。令和6年度は5人だったのが今年4人になっています。

それと、これは相談ですよ。田村議員が今度、長崎にまで行って、何か知り合いのところにあれするって。こういった方に旅費を使ったらどうかなと思うんですよね。今年また旅費が計上されています。そうやって行政の代わりに、ちょっというと、知り合いの方に相談に行ったりなんかする方にやっぱり旅費を使うのは問題ですかね、町長。そこら辺が旅費の規定があるかもしれませんが、そこら辺は自費で田村議員は長崎に行ったり、今度飯塚の辺に行ったりと言われたから、自分で実費出してですかと言わないといけないようなあれなもので。それなら、私はその委員さんになってもらって行ってもらったらどうかなという御提案ですよ。だから、新年度の予算でね。そこら辺はやっぱり臨機応変じゃないけど、検討してくださいよ。

それと2点目。総務課長、2点目。2点目なんですけど、小学校の体育館もそうです。スポットクーラーが4台も入るスペースないですよ。だから、今度、私、杵島郡の大会をさせてもらって、倉庫にあれだけ物が必要かなというぐらい入っています。ですから、これはこども教育課ですけど、両サイドに教材用のマットだとか跳び箱だとかいうのは分かるんですよ。ただ、あまりにも社会体育の道具だとかいうのが結構あったもので、今度スポットクーラーなんかは4台も幾らも入る場所はないなと思ってお聞きしたかったんですけど、そこら

辺は分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。（発言する者あり）どちらですか。町長。

○町長（山田恭輔）

5千円もする本を買ってもらったり、8千円もする本を買ってもらったりして、本当に気の毒なんですけど、もちろんそういう気持ちはなくはないですが、やはり議員であるというお立場とか、それがもし委員を任命したら、委員であっても本当にいいのかどうなのかとか、しかも、来年は町会議員選挙を控えています。

何でこんなことを言うかという、例えば、うちが町営タクシーをしようとしたときに、今移動支援チームをされています、ぜひ一緒にやりましょうと、うちもいろんな支援しますよと言ったけれども、役所から支援を受けると、自分たちの純粋な気持ちでやっているこのボランティア精神が何か侵されるようなお気持ちを持っておられたりして、助太刀無用だとあえて言われたことがあって、ショックまではなかったけど、なるほどなど。こっちはなるべく関わろうとしているけれども、逆に関わることで自分たちの助け合いの精神とかというのが少し何ていうかな、だから、侵されるように思っておられるということを今回思っていますね。

だから、もちろん田村議員御本人がこれだけ町のためしているんだから、それは議員ではあるけれども、俺も委員としてと言われるならば、それは少し考える必要があるけれども、その御本人の個人としての活動ということと町の行政ということは、そこは少し機微があるよなと思っています。いつでも我々気持ちは持っています。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の再質問にお答えしたいと思います。

私の言い方が悪かったんですけど、基本的には、防災広場、ネイブルの備蓄倉庫、さわやかスポーツセンターに今度新しく整備する備蓄倉庫のほうに保管をするということなんですけれども、小・中学校のほうの空調がまだついていなかったものですから、平時においてはスポットクーラーだったり、ジェットヒーターだったりを使ってもらってもいいよねということを考えておったものですから、小・中学校ということでは言っていました。

以上です。

○井上敏文議長

あと地域づくり課長。

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

西原議員の御質問ですけれども、空き家対策協議会の委員の数ということでありましたけれども、人数自体は減らしていないということです。

今年も空き家対策協議会を開けていない状態でありますけれども、また4月にやって、区長さんであるとか、そういったところの構成も変わりますので、そういったところが固まり次第、早急に開きたいと考えております。

以上です。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

小・中学校の倉庫に関しては、特に小学校ですけど、現場を見に行きたいと思います。

それと、社会体育の物品があるようだということですので、そこに関しては社会体育の代表者と話をさせてもらって、部室もありますので、そちらへ移動をお願いしたりしたいと思います。

以上になります。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

大きなことを宮本課長はさらっと言われたけど、協議会を開いていないと。そういうのは大変なことよ、今さらっと言われたけど。年度が替わろうとしているのに、適正化委員会を開いていないというのは、突っ込まれたら大変なことなんですよ、正直言って。

私は、人数だけのあれを見て5人から4人になっているということでしたけど、空き家対策協議会を開いていないというのは理解できないですね。やっぱりこれだけ議員の中にも空き家対策について一生懸命一般質問でもされている中で、協議会を開いていないというのは

どうかなと思ったんです、今ね。がっかりしました。

坂元課長が今答弁してくれましたけど、やっぱりスポットクーラー、ジェットヒーターあたりは一回一回外から持ってくるわけにいかないから、やっぱり体育館の中の両サイドにある倉庫というか、物置のところから出すのが適正だと思うので、そこら辺は、これは備蓄品ですから、総務の備品として学校に出すにしても、やっぱりこども教育課と一緒に保管場所あたりの確保はぜひしてもらいたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

ほかに質疑の方ございませんか。7番池田議員。

○池田和幸議員

空き家に関しての関連ですけれども、ページ数じゃなくて、空き家、さっき同僚議員が言いましたけど、私のほうに、先月だったかな、ほかの町の方から連絡がありまして、その方が江北の出身ですけれども、今、別の町に住まれていると。今、江北のところは空き家。そこが町道に面していて特定空家にならないだろうかと相談を受けました。そういう場合は特定空家として認定できるものなのかですね。その空き家には誰も住んでいなくて、その方の持ち主さんは今町外に住んである。ただ、江北町に迷惑をかけているので、いずれは解体をしたいと言われているんですけど、その辺に対して50万円等の特定空家となった場合の補助ができるかどうか、お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

池田議員の御質問にお答えします。

特定空家となるには、老朽化の具合であるとか、そういったところの判定が必要となります。具体的な場所を教えてください、そういったところを御相談いただければ、補助が使えるかどうかというところは判断できると思いますので、後もって教えていただきたいと思います。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

さっき申し上げたように、空き家対策というのはもともとそれぞれの自治体が独自にやり始めたところがあって、江北町の解体の補助金も、かつては補助金を使ってもらうために特定空家に逆に認定していて、特定空家に認定しないと使えないものだから。それも一つの呼び水にはなっていたと思います。

ところが、今、法律でいろんなことが決まって、50万円使ってもらうためにとかいうことができなくて、それこそ専門家の方たちに入っていて、不完全度というか、老朽化度とかを本当に厳密に調査していただいて、管理不全となって初めて使えるということなんです。

だから、御自身の御意向だけでそういう補助金があるなら活用したいということに一足飛びになるかどうか、これは分からないし、今既に特定空家に上がっているならまた話は別ですけど、もしよかったら少し個別におつなぎいただければ、その確認はできるかなと思います。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

それは分かります。

私が一番聞きたかったのは、町外の方ですね、町内じゃない方ですけれども、申請ができるかというものです。（「それは町内の建物ですね」と呼ぶ者あり）もちろん、もちろん、それはもちろん。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

申請できます。

以上であります。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。9番田中議員。

○田中宏之議員

先ほどの西原議員と、それから、総務課長とこども教育課の坂元課長のやり取りを聞いていて、このスフィア基準を満たすために、今回このスポットクーラーとかジェットヒーター

を入れたわけですよね、入れているわけよね、今度ね、入れるわけだよ。それを学校においてちょこちょこ使っても問題ないんですかね、その辺は。何かそういうふうに聞こえたけど。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

おっしゃるとおりなんです、実は。今回の空調も実はそうだったんですよ。もともと緊急防災対策債を使って避難所の環境整備ということで造りましたよね。実は、はたと、ちょっと待てよと。もちろん実費払ってもらったら使ってもらっていいですとは言ったものの、昔でいうと、補助金の目的外使用みたいなね、補助金をもらって造った施設をほかの所で使ったら、補助金を返す必要があるようなことが昔あってたんですよ。だから、どきっとしたんです。確認をしましたがけれども、それは大丈夫だということなんですけど、今回の今の機材についても実は同じことが言えるんです。だから、これも本当にそれ以外の利用の仕方がいいのかどうかというのは確認する必要があるけれども、今のところ、教育委員会に貸してやるつもりは正直ないです。教育委員会に貸してあげるつもりまでは今のところないですよ。（「いやいや、いいですか」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

でも、使い勝手のいいように小学校の体育館のあそこに置くとか言っていなかったですか、今。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

使い勝手は、学校で使ってもらうための使い勝手じゃなくて、避難所として使うときの使い勝手のことです。いや、もちろん相談があったのをむげには断りませんがね。むげには断りませんが、さらさらないと言っているわけじゃなくて、それはまだ決めていないんですよ。だから、確認もする必要があるし、いや、小学校に置いてくれるなら、ここにあるなら、せっかくなら使わせてもらおうかなというレベルぐらいでは多分なかなか学校も使

えるということにはならないし、そこはうちも確認を（発言する者あり）何ですか、平時の利用できると確認をしてくれているそうです。それならいいですけど。

ただ、いや、いいですけど、だから、こういうことを一つ一つ決めていく必要がある。こんなことがあったんです。学校から融雪剤をくれと言われて、やりますと地域づくり課が言ったので、やめなさいと言ったんです。何でかという、今から雪が降って、我々が使う必要があるときに、学校でちょろっと融雪剤の要るから、毎年少しずつでもやっていますものねという話だったから、本当に緊急ならやりますよ。でも、そういうものはちゃんと教育委員会で予算要求して確保しないと、毎回、町長部局のものをおんぶにだっこじゃ、だって、本当に雪が降ったら、うちは使う必要があるからですね。

だから、そういうことをきちんとルール化するとか確認をするとかということをしないと、何かなあなあで担当者同士の話の中でやり取りをするというのは間違っていますよねと。

だから、今回も平時利用できます。けれども、平時利用してもらうためのルール、取決めはしておく必要があるということです。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

分かりました。

そしたら、簡単な質問をしましょうかね。

いいですか。事項別明細書の69ページ。上から2番目ですね、消防団員退職報償金ですかね、△の588万円ですかね。この説明をお願いできますか。すごく大きいなと思って。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

消防団員退職報償金ということでよろしいですかね。

こちらについては当初予算のほうで30名の退職を予定しておりました。で、予算計上しておりましたが、実績として16名の退職で済んだということで、その実績見込みというか、実績の額で減額を行うというものでございます。

以上です。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

当初予算を組むときは30名ぐらい退職されるということを団のほうからお伺いをして、見込みでしていたわけね。ところが、半分ぐらいしか辞められなかったということですね。分かりました。

あともう一ついいですかね、議長。

○井上敏文議長

はい。次へ行ってください。

○田中宏之議員

事業説明書の2ページですけど、これは一般質問でも出ていましたけど、これは水道管のやり直しですかね。今回、祖子分のほうをされるようになっておりますけど、結構あっちこっちやっぱり漏れているんですよ、漏れたりしていますよね。

今回はこういうところをやることになっておりますけど、これは町のほうからここをやってくださいとか、それとも、向こうの西部水道企業団が指定してくるのか、その辺はどうなっていますかね。

○井上敏文議長

町民生活課参事。

○町民生活課参事（武富和隆）

田中議員の質問にお答えします。

この老朽管事業ですけれども、西部広域のほうで事業計画を立てまして、耐用年数とか経過年数を基にして優先順位をつけて、特段漏水箇所があれば、そこを優先的に計画的に整備をされております。

以上でございます。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

そしたら、町のほうからこの辺を先にやってくれとか、この辺は結構老朽化している、そういう口出しというか、そういうことはできないわけですか。

○井上敏文議長

町民生活課参事。

○町民生活課参事（武富和隆）

当町の要望についてはこちらで確認をしますけれども、まだ西部広域水道がどういった計画であるのか、確認はしていきたいと思っています。

以上でございます。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

結構老朽化してあちこちやっぱり漏れている。同じところですよ。何回もやっているような感じとかありますものね。その辺をやっぱり西部広域にも申入れをして、その辺をやっぱり先にやってくれるようお願いもしてもらいたいと思いますので。

○井上敏文議長

答弁要りますか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

8番西原議員。

○西原好文議員

今、同僚の田中議員のほうから質問があっただけなんですけど、私も土木の仕事をさせていただいて、ちょうど鉱害復旧のさなかですね。ちょうどこの地区、佐留志から祖子分にかけて、家屋復旧を兼ねて道路の復旧だとか水道管の復旧だとかいうのがずっとされました。ですから、それこそ一、二年のうちにばたばたと結構なメートル数、水道の復旧をされたと思うんですよ。

昨日、私が一般質問をした中で、課長は21%と言われましたけど、うちの管の中でやっぱり40年選手というのが何メートルぐらいあるのか、全体的なもので言ってですね。多分、惣領分地区は一緒ぐらいの年代じゃなかったかなと思うんですよ、水道管を布設替えしたのがですよ。

ですから、今、西部水道にある資料でいえば、佐留志地区までは少し遅かったかなと思うけど、その惣領分地区については同じ時期に水道管の布設替えされたと思うんですけど、そこら辺はやっぱり西部水道のほうに資料として何年頃に布設替えされたという資料はあるわけですかね。そこら辺が分かれば。

○井上敏文議長

町民生活課参事。

○町民生活課参事（武富和隆）

その事業計画につきましては水道企業団に確認をしたいと思っております。（「分かりました。ごめんなさい。続けて」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

それと、説明会の折にもお尋ねしました、事業説明の4ページに、農村地域防災減災事業でため池の工事を、これは県の工事でされるやつとストックマネジメントで受益者負担をいただいてされる工事と2種類あると思うんですよ。

ため池の工事についても、今出ているのが、斜樋の操作の器具の不具合が結構起きているというようなことを聞きます。そこをストックマネジメントであれば受益者負担が発生する、ただ、県の工事でやれば受益者負担は発生しないんですよ。

何回か出たですけど、県の工事で該当するのとストックマネジメントでしないといけないという区別というか、そこら辺が分かればお知らせ願いたいというのが1点。

それと、次の5ページなんですけど、今度、道路改良ですね、東分～下惣線の道路改良というか、今度U字溝あたりを入れるということなんですけど、この写真を見ても分かるように、207号からすれば、カーブが逆ですもんね。ちょうど出口のところ。そこら辺の路線の方角とかも替えられるものなのか、そこら辺が分かればお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

西原議員の御質問にお答えします。

まず1点目ですけれども、草場ため池の防災減災事業ということでありましてけれども、基本的に県のほうで行われるのは堤体の防災減災ということで、災害を防ぐために堤体本体の工事を行うものであります。

ストックマネジメント事業は、斜樋とか、いわゆる設備を受益者分担金を徴収して行っているものであります。

今回、草場ため池の計画概要書作成ということで、3月補正で概要書の作成の予算を計上

しておいて、8年度の当初予算のほうで草場ため池の斜樋の改修ということで予算を上げております。

草場ため池を管理する水利組合のほうとも話をしまして、この斜樋についてはこの草場ため池の本体の工事のほうが令和10年度からだということで、斜樋の改修はそこまで待てないということで、ストックマネジメントのほうで対応させていただいたという事情であります。

2点目の国道207号線の交差点の安全対策ということで、交差点の形状が変えられないかということではありますが、現在設計のほうを進めております。交差点の形状が変わるのかどうかについては確認をいたしたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

多分、当初予算の事業説明で幾つかのため池のストックマネジメントの事業のやつが載っておりました。いろんなゲートの電動化だとかというのも一緒だと思うんですけど、結局、防災のための排水対策についての事業は町でもらっているわけですね。そういう観点からいえば、斜樋あたりの改修というのも、本来であれば、水を落としてくださいとお願いしたりするものですから、そこら辺は事業にのせられないのかなど。やっぱり斜樋の操作盤を替えるだけでも数百万円、300万円とか、幾らかかるとかいうのを聞きますので、はした金じゃないんですね。

だから、そこら辺で、それは区単位でしょうけど、受益者負担が発生するということであれば、なかなか事業に着手するのも難しいかなという感じがするので、できれば躯体工事で県の事業でできる、この本体工事を県の事業できるというのであれば、一連でできないのかなという感じがするんですけど、そこら辺は事業的には厳しいんですかね。何かそういったため池の斜樋あたりの改修事業あたりのあれが予算的なあれがないものなのか、そこら辺は分からんよね、今ひょろっと聞いたからといって。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

西原議員の御質問にお答えします。

この草場ため池に限っていえば、工事のタイミングと斜樋を改修したいタイミングがなかなか折り合っていなかったというところで、ストックマネジメントで対応ということでありますけれども、今、多久～江北線の話をしておりまして、水路の改修あたりも県のほうでやってくれないかというような要望もございまして、そこは県のほうとの交渉次第というところではありますけれども、できる限りそういった県のほうの財源でやっていただけるものがあるのであればお願いをしていきたいと考えております。

以上です。（「議長、すみません、関連」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

私もこの話は前から頼んではいたんですけど、無理だということ。3年前から草場も要望はしていたんですけど、ただ、待てない、やっぱり全然くみ上げできないからですね。排水できないもので、ストックマネジメントでいくようになったんですけど、ただ、上畑川のため池が斜樋まで全部替えてもらうようになっています、この事業でですね。

だから、この前も土木の委員会でも、もうちょっと待てばいいじゃないかとほかの地区からは言われるんですけど、やっぱり利用されている方からすると、今まで我慢をされているわけですよ。

1つ聞きたいのが、10年後にまた斜樋以外をするときは、この事業は活用してできるわけですよ。今回、草場のための調査をして、もしほかのところで不具合が出た場合は、令和10年以降の事業にのせられるわけですかね。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

池田議員の御質問にお答えします。

確実にのせられるということは言えないですけども、可能な限り県と交渉なりして、地域の利益になるように図っていきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

言ってみれば、ストックマネジメント事業というのは、通常のまさにストックマネジメントですから。今回この事業というのは大手術なわけですよ。ちょうど10年前に県は調査だけして、そして、値が足りないということだけ報告をされたものですから、どこの市町も、いやいや、逆に不安感をあおるだけじゃないかというようなことでいろんな要望活動を重ねて、最終的にはその診断の結果に基づいて計画を立てて工事までしてくれるようになった、まさに我々基礎自治体のいろんな要望の成果だと思います。

だから、どうせ手術するのであれば、わざわざ別に採決しなくても、このときでいいじゃないかというのがあれば、可能な限りそういうふうな組合せというのはやらせていただきたいと思いますが、もともと手術でしないのを入れるというわけにもいかないものだからですね。そこはやっぱりケース・バイ・ケースだと思いますし、うまくタイミングなんかも調整できて、負担が減るんだったら、それがいいと思います。

それと、先ほど何て言われたですかね、落水なんかでも使ってもらっているんだから、場合によっては町みたいなことですが、ここはやっぱり慎重に考える必要があると思います。ゲートの電動化ぐらいと言うといけないけれども、あれはいろいろ御意見もあって町としてやらせてもらいますということにしましたけれども、それをずっと拡大解釈していけば、ひいては町で全部する必要があるということになると思う。金額が全然違いますしですね。でも、そのときに、じゃ、受益の負担はどうするのかということなので、ゲートの電動化と同じように一足飛びには、排水にも協力してもらっているから、町でとはなかなか。議会も含めてまさに意思を決定しないと、なかなか簡単には言えないかなと思っています。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

いいですかね。

1 番酒井議員。

○酒井明子議員

すみません。戻るんですけども、事業説明書の1ページの備蓄のお話なんですけれども、聞いていまして、分配配置になっていてほっといたしました。やはりいざ使うときに1か所になっていると、使いにくいのと、ただただ利点はあるんですけど、そこでまた大変な部分

が、管理の部分が分配配置となると大変になると思うんですけれども、このラップオンに関しては、東日本大震災では500台ぐらい、あと、能登半島では620台ぐらい、あと、熊本地震では450台ぐらい購入が多分されているはずなんですけど、それぐらい人気はあるものではあるんですけど、管理の部分で、高圧の電源が必要で、もちろん電源コードもついていますが、ハンディーバッテリーもついてはいるはずなんですけど、あとプラス、自動車のシガーソケットが使えるはずなんですけど、私の記憶ではシガーソケットが今ついていない車が大分減ってきていて、例えば、ドライブレコーダーとかスマホの充電のようなアクセサリソケットが使えるのかどうかとか、今即答していただかなくていいので、後ほど返事していただけたらいいなと思って。たしかシガーソケットが使えると書いてあったんですよね。でもできればアクセサリソケットなどが使えるものなのかとか、念のため調べていただきたいのと。

あと、やはり保管状態で電源が必要なものとなると、浸水してしまうと、全てアウトなんですよ。なので、保管方法など、あと、管理方法など、今後どのように、どのタイミングで誰がするとか、きちんと決められるのかどうか、今即答でなくていいので、委員会のときに答えていただけたらと思います。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

酒井議員の御質問にお答えしたいと思います。

ラップオンの使用については、ポータブル電源も一式セットとして整備をするような形で考えております。

保管方法については、また後もお答えをさせていただきたいと思います。

○井上敏文議長

よろしいですか。

ほかに。8番西原議員。

○西原好文議員

町長が言われたのに反発するようで申し訳ないんですけど、堤にいたっては、これまた堤は係があります。上惣の堤をいえば、手前の堤は佐留志の堤なんですよ。野口とか、佐留志が管理する堤。中の堤は下惣、東の堤は上惣と馬場が管理をしています。ただ、堤にいたっては、その下にある家屋というのは該当する地区じゃないんですよ。水が流れていくの

はその堤があるところからずっと下流、ちょっというと、堤防までの長い距離間の方が被害を受けるわけですね。ですから、今、町長が言われることは分からないことはないです。ただ、堤にいたってはやっぱり堤が氾濫したりなんかすれば、例えば、畑川でいえば、大町の方もそうでしたし、大西地区辺りまで被害が及びますよというようなことで広範囲に及ぶわけですね。

ですから、1か所だけじゃなく、堤係は分からないことはないんですけど、その堤がある場所が山手なものですから、それから平地利用される部落まではその途中、通過するところというのはほとんどが全然別の地区ばかりなんです。被害を受けるのは、まず、上惣でいえば、上惣地区辺りが被害を受けて、それで、野口、下惣、馬場とかに来るわけですね。広範囲にわたるものですから、防災の観点からいえば、広範囲なんですよ。

ですから、何を私が言いたいかというと、うちで今問題になっているゲートなんかは、3号水路の一番末端にあるゲート、これを改修するのにも数百万円かかるんですけど、これは馬場だけじゃないよねと。何でかという、その3号水路を利用されているのは、上惣から下惣、馬場、祖子分、いろんな地区があるので、そこら辺で話をしないといけないよねというような話がずっと出ています。それと同様と思うんですよ。

だから、堤も一緒に、その系の堤、例えば、中の堤の下惣だけの考えだけじゃ駄目と思うんですよ。堤が氾濫すれば、上惣がまず駄目、下惣まで来る間には馬場も被害を受けますし、宿も受けますしというようなことで、いろんな地区が被害を受けるので、そこら辺は広範囲にわたって考えてもらわないと、電動ゲートよりもっと慎重に堤のことは考えていかないといけないんじゃないかなと思っているんですけど、そこら辺、町長の考えは。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

だからこそ、町を挙げて町全体で事前落水には取り組んでいるというつもりでいるんです。今おっしゃったように、実際、用水として使う受益と、実際、今度被害に遭う場所が違うからということ、それぞれの区で言い出すと、それだったら、やっぱり全部町でということになるわけですね。それが今回のゲートの電動化ほどの財政負担ではなくなりますし、逆にいえば、そういうことだったら、事前落水はやめておきましょうかという話にもなりかねないわけです、当然。それを町で全部ということなので。

だから、私は駄目と言っているわけじゃなくて、そこはやっぱり慎重にきちんと考え方を共有してやらないと、この事前落水もしているからということの流れの中で、本来だったら、そういう受益者でやっていただいていたところまで担うということになると、そもそもそこまでかけて事前落水をやるのかということに今度また翻ってくるものですから、やはりそういうことを含めて町全体でやることで、お互いさまとは言いませんけれども、そういう理解もみんなでも共有してやらないといけないので、ここで、いや、そういうことだったら、事前落水しているんだから、はいはい分かりました、しましよと、ゲートの電動化さえ最初はそういうことで用水としての稼働実績、事前落水としての稼働実績、どっちが何対何だからみたいなことまで厳密にやろうとか、いろいろ話をしていたんですけど、そこは町でも積極的にやっていることだし、こう言っはなんですが、比較的安価でもあるものだから、老朽化とか高齢化とかということの中でひとまずそこは整理をさせてもらいましたけれども、なかなか同じ理屈を全町的に適用してしまうと、やっぱり財政負担の話にもなるし、そもそも事前落水そのものの是非の話にもなってくるから、そこはやっぱり慎重に議論する必要があるという意味で申し上げております。（「議長、もう一点。すみません」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

地域づくり課長にお尋ねなんですけど、例えば、ストックマネジメントでいえば、割合が決まっていますよね、町の負担分、受益者負担とかですよ。その負担割というのは国が設定されている負担割なんですか。それともこの負担割というのは用途によっては変えられるものなのか。そこら辺が大きく違って来るんですよ。負担割を少しでも減らしてもらおうと思ったら、町の負担を多めに出してもらって受益者の負担を減らそうと。それは災害があったり、いろいろなことで今まで受益者は何割でしたというのが決まっていたかもしれないんですけど、そこら辺は変えられるものなのか。それともいやいやこれは決まっているから駄目ですよというものなのか。そこら辺が分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

西原議員の御質問にお答えします。

受益者分担金につきましては、受益者分担金条例の根拠で決められているということですので、条例改正が必要ということになります。

以上です。

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第15号は常任委員会に付託することに決しました。

時間も迫っておりますが、審議は引き続きよろしいですかね。そしたら、引き続き審議してまいります。

日程第16 議案第16号

○井上敏文議長

日程第16. 議案第16号 令和7年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第16号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第17 議案第17号

○井上敏文議長

日程第17. 議案第17号 令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。8番西原議員。

○西原好文議員

事項別明細の7ページで電算センターの負担金あたりが結構な額△になっていますけど、これは利用状況による負担金の減なのか、電算センターの負担金が今回△の分が多いので、そこら辺が分かれば。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

西原議員の御質問にお答えいたします。

今回の電算センター負担金の減額の理由ですが、標準システム改修に係る事業費の確定に伴う減額となります。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

それともう一点、ごめんなさい、事項別明細の9ページ、人間ドック・脳ドックの70万円の減額、これは実績による減額だと思うんですけど、利用者数を教えてもらっていいでしょうか。

○井上敏文議長

健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

西原議員の御質問にお答えいたします。

人間ドック・脳ドックの利用状況ですが、2月24日時点で、人間ドックが36名、脳ドックが5名で、人間ドックにプラスして脳検査をされた方が9名となっております。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

9名の方はどちらとも受けられたということですよ。違うのかな。

○井上敏文議長

健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

人間ドックにプラスして脳検査を実施された方になります。（「了解」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかにございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、第17号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第18 議案第18号

○井上敏文議長

日程第18. 議案第18号 令和7年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第18号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第19 議案第19号

○井上敏文議長

日程第19. 議案第19号 令和7年度江北町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を求めます。7番池田議員。

○池田和幸議員

7 ページですかね。説明を聞きたいんですけど、セグメント情報の開示と書いてあります。この説明をお願いします。

○井上敏文議長

町民生活課参事。

○町民生活課参事（武富和隆）

池田議員の質問にお答えします。

セグメント情報と申しますのは、各事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業のおおのこの工事の事業の分担になります、セグメントはですね。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

私も分からなかったのでネットで見たら A I が、集団やまとまりの何らかの指標に基づいて区切った区分と書いてあったので、余計分からなくなって今質問したわけです。別に区分をしてちゃんと、今言われた区分を分けた説明をするということですね。はい、分かりました。

○井上敏文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第 36 条第 1 項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第 20～第 24 議案第 20 号～議案第 24 号

○井上敏文議長

日程第 20. 議案第 20 号 令和 8 年度江北町一般会計予算から日程第 24. 議案第 24 号 令和 8 年度江北町下水道事業会計予算までは、既に予算特別委員会に付託し、審議することに決

しておりますので、ここでの審議を省略したいと思います。

日程第25 議案第25号

○井上敏文議長

日程第25. 議案第25号 江北町集会所、江北町町民研修施設、江北町生活館、江北町上区活性化センター及び江北町農家高齢者創作活動施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

今回、いろんな議員からも何でですかと聞かれて私も答え切らなかったのですが、私も質問しますけど、町が指定管理をされている各区の集会所と馬場みたいに町が指定されていない集会所があると思うんですけど、その根本的な違いというのはどういうことだか分かりますか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

本来、公民館というのは、それぞれの区として区の活動を行う拠点として区で本当は造る必要がある施設なんです。町にある中央公民館は町としての公民館ですからね。ところが、区でそれぞれ造るに当たって、実は町が要は町の公民館の分館という位置づけをすれば当時はいろんな補助金があったんですよ。その補助金を活用することでなるべく負担を減らそうという区からの多分要望もあったんだと思います。

なので、ここに名前がついているやつは、当時のいろんな補助事業のメニューを使うものだからその名前にする必要がある。町が事業をするなら補助をもらえるから、あえて町が事業主体になって国から補助をもらって、だからといって地元負担ゼロじゃなかったんですよ。当然、地元は建設費は負担金としてそれこそもらって、便宜上、町が事業をして町が建てたということにしている公民館がこうやってあるんですよ。だから、それはひとまず町の施設ということになっているので、ほかのところと同じように区で使ってもらって、区の公民館と実質的には一緒なんですけど、手続上は指定管理という形を取らざるを得ないということになります。

だから、恐らく今ずっとこれも更新して建て替えをしていく必要があるんですけども、だから、建て替えの積立金とかは区ですてありますよね、する必要があるところは。という

のは、今はなかなかこういう補助がないものだからですね。だから、それぞれの区でやっぱり今準備をしておられるということなので、簡単に言えば、建設当時の事業の座組みの枠組みで町のだったり、町のじゃなかったりしているし、町のことになっているのは、そういうふうに国の補助をうまく活用するという観点で、便宜上、そういう形を取っているということです。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

すると、名前の載っていない区というのは、そういった事業にのらないで、ただ、町からの補助はゼロということですかね。（発言する者あり）出しているよね。そうしないと、区だけじゃ無理ですもんね。同じあれだったと思うんですけど、実際、今回聞かれて、えっと私も思ったもので、そういった理由ですよ。

これから先、そういった建て替えをするとき、町が指定管理をしているところと区独自の公民館と、建て替えするときのあれというのは違いますか、今度建てかえるときのあれとして。（発言する者あり）

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

西原議員の御質問にお答えします。

修繕、改修、新築もなんですけど、江北町集会所等整備補助金というのがあります。先ほど町長が答弁されたとおり、こちらは22か所、今度指定管理をする部分ですね、それ以外の集会所も該当をいたします。

以上になります。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

最近問題になっている例の宝くじコミュニティー助成事業の中にも公民館の改修の補助はあるんですよ。ただ、これを受けるためには認可地縁団体になる必要があるんです。なので、今、八町北区は認可地縁団体になろうとしてありますし、今後建て替えをするときに、

町だけじゃなくて、いろんな補助を活用するための準備をしておられます。

これも実は数年前からの課題なんですよ。本来、指定管理という形が果たして適当なのかと。だから一方で、今回、宝くじで問題になっているのは、町の施設なのに、何で区が改修したり、修繕したり、備品を買ったりするのかというのを実は自治総合センターから言われているんですよ。だから、やはりこれは本来の形じゃないと思いますし、建て替えをいつするかどうかは別として、やはり早めに譲渡するとか、やっぱりそういう形を取っておかないと、いろんな補助がなかなか使いにくいなと思っています。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

すみません。時間も過ぎているのに。うちの区もこども教育課のほうに相談に行って、畳替えの事業はのらないかというようなことで大分聞いたら、畳替えだけは駄目ですということだったんですよ。でも、大きく惣領分単位で宝くじ助成の申請をしたりなんかすれば大丈夫ですよというような説明を受けたんです。それを多分、区長会でも紹介されたと思うんです。それが駄目になったわけでしょう。（発言する者あり）畳替えをするには何か方法はないですか大分聞いたんですよ。そしたら、広域何とか事業にのればできるかも分かりませんよということだったから。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

それこそせっかく申請したのがどうなるかと今非常に固唾をのんでいるわけですけど、広域というか、区の連合軍だからいいということを使ったことは多分ないんじゃないかなと思います。というのが、何で区の連合軍でしたかという、今の計算でいけば、仮にもし毎年3区が採択が受けられると、今は3区も受けられないんですけど、35区あるでしょう、ということは、宝くじ助成が12年に1回しか回ってこないわけですよ。そうすると、今必要なやつが買えないし、12年後に250万円どんと来るものだから、逆に要らんとするといけないけど、大きいカラオケセットを買ったり、1人しか使えないのにすごい高級あんま機とか、ここぞとばかりに買われるわけですよ。だから、そうならないように、各区でもそれぞれ必

要なのがちょこちょこあるでしょうと。だから、区の連合軍でやれば、毎年、言ってみれば、250万円を10区ぐらいでいけば、25万円とか30万円ぐらいは毎年全部の区が備品とかいろいろ買えますよねと、どっちがいいですかねと区長会に諮りました。そしたら、区長会としても、いや、それならば、そっちのほうがいいと。例えば、今年はうちは25万円使わないから、来年はうちは50万円のを買いたいからという調整をしながら、私たちはそれがあるべき姿だと思ったので、そういうふうにさせてもらったというだけなので。

だから、畳替えができるようになるとかと言ったことは多分ないと思うんです、少なくとも宝くじ助成のほうの話では。こっちの公民館の（「いやいや、議長」と呼ぶ者あり）それはないと思います。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

いやいや、公民館に大分私ども相談したんですよ。（「どこですか」と呼ぶ者あり）公民館に公民館の事業で畳替えはできないですかと言って。（「うちに」と呼ぶ者あり）いやいや、公民館のほうに、教育委員会の部局に。それは最初から駄目だったんです。その後に宝くじの広域連携ですれば、ひょっとしたらできるかも分かりませんよというのを私聞いたんです。（「うちが言ったんですか」と呼ぶ者あり）そう、そうと思う。だから、広域連携の話なんかはそっちしか出てこないでしょうもん。だから、そこであれなら、畳替えはひょっとしたらできるかも分かりませんよということだったから、私も今の区長さんにちょっと待ってくれと、畳替えするのに、四、五十万円かかって、うちは小さい部落だから財政難なんですよ。畳替えはひょっとしたら該当するかも分からんよという情報を聞いたもので、ちょっと区長に待っていてくれと言って。それは江頭議員もそうですよ。いろんな事業をずっと探してもらったんです。でも、公民館の事業では畳替えについては絶対駄目ですと。これはいろんなあれがあって、前、クーラーも駄目だったんだけど、最近はクーラーもよくなったよね。ごめん、クーラーは宝くじか。どっちかよね。クーラーは途中から大丈夫になった。（「今は駄目になった」と呼ぶ者あり）今また駄目になったの。

だから、そんな感じでころころ変わっていて、じゃ、待っておきましょうと言っていたんですけど、結局、今、町長が言うように、広域あれについても畳替えは駄目だということでしょう。それでは区でするしかないということよね。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

すみません。本来、区でする必要があることなんですよね。（「そうそう」と呼ぶ者あり）さっき言ったような趣旨で、区長会も何回も会議して、そして、決めたことなんです。だから、もともと250万円を12年に1回よりは、25万円を毎年、どっちがいいですかということだけだったので、いや、それだったら畳替えができるということがどういうことなのか分からんですけど、ただ、さっき言ったように、採択できれば、毎年、何らかのことができるようにはなりますよねというのはあるかもしれません。

ただ、畳替えをピンポイントでできるということはなっていないんじゃないですかね。対象とならないものがわざわざ書いてあります。（「畳替えと書いてありますか」と呼ぶ者あり）うん。建物と実質一体となるものは宝くじ助成の対象になりませんと。

さっき言われたように、クーラーなんか、ここがちょうどボーダーラインだったわけですよ。ただ、今回また駄目と言われているものですからね。

議案審議の域をだんだん超えてきてはしないかなと思っていて、（発言する者あり）だから、そこはどこかで制限はしないと、関連ということでいけば、もちろん関連ですけど、今回指定管理をしていいかどうかということの議案なものだからですね。すみません。そうしないと、ほかの。

○井上敏文議長

時間も押し迫っておりますので、そういうことでよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第25号は常任委員会に付託することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

各常任委員長は議長室にお集まりください。

再開は16時45分とします。

午後 4 時37分 休憩

午後 4 時45分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

休憩中に各常任委員会及び予算特別委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。大島議会事務局長。

○議会事務局長（大島浩二）

それでは、今期定例会において、各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議文案について報告いたします。

令和 8 年 3 月議会定例会委員会付託議件（案）

○総務文教常任委員会付託分

議案第 3 号 議案第 4 号 議案第 7 号 議案第 8 号 議案第 9 号 議案第 10 号 議案第 11 号 議案第 12 号 議案第 14 号

議案第 15 号 歳入全部 歳出のうち 款 1 議会費 款 2 総務費のうち議会事務局、総務政策課、町民生活課所管 款 3 民生費のうち町民生活課及びこども教育課所管 款 4 衛生費のうち町民生活課所管 款 6 農林水産業費のうち町民生活課所管 款 8 土木費のうち町民生活課所管 款 9 消防費 款 10 教育費 款 12 公債費 款 13 諸支出金

議案第 19 号 議案第 25 号

○産業厚生常任委員会付託分

議案第 5 号 議案第 6 号 議案第 13 号

議案第 15 号 歳出のうち 款 2 総務費のうち地域づくり課所管 款 3 民生費のうち健康福祉課所管 款 4 衛生費のうち健康福祉課所管 款 6 農林水産業費 款 8 土木費 款 11 災害復旧費

議案第 16 号 議案第 17 号 議案第 18 号

○予算特別委員会付託分

議案第 20 号 議案第 21 号 議案第 22 号 議案第 23 号 議案第 24 号

以上になります。

○井上敏文議長

報告は終わりました。

以上のとおり各常任委員会及び予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日の予算特別委員会は13時30分開会ですので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時48分 散会